

親王院本 『西院流血脈』

甲 田 宥 畔

一、書 誌

『西院流血脈』という名称の聖教については、高野山ではよく見かける系図様の血脈書が想起される。それは江戸初期に断絶したとされる高野山相承の西院流を、その後御室仁和寺から復興伝承したことに由来するもので、名称は『西院血脈』または『広西血脈』と外題し、形状も卷子本に作ったり、堅紙の印信様や折紙に調えるものがあつて一定しない。今回高野山親王院聖教中に発見された『西院流血脈』一帖は、これらとは全く異なる資料的価値が高い血脈書である。

本書の書誌は次のとおり。

『西院流血脈』 一帖 江戸中期写 第十七箱（上蔵）

帖装（折本）、縦二十九センチ、横十五・一センチ、薄黄土色紙表紙、前表紙左上寄りに金箔散しの題箋あり、外題「西院流血脈」は墨書。同右下方に題箋と同筆で「高祖院丈剛」の墨書あり。

本文料紙雁皮紙（間合紙か）、一面に大体大字五行分、界線なし、六十八折に本文を書写し、終わり三折は白丁。裏書はない。

本文首行に「真言教三国相承事」とあり、但し次丁の初めに「西院流嫡々相承血脈」とあって、これが本来の書名かもしれない。内容は大日如来から第二十八代多聞院重義に至る師資の付法と伝授の日付・場所等を記述し、師弟間の野線と巻頭の「レ」、次項に付法資が記される人名の下の「○」のみ朱書である。

奥書はないが、表紙にある高祖院丈剛の書写になるものと思われる。『金剛峯寺析負輯』四によれば、丈剛は前左学頭、皆善房と号し、備前沼隈郡神村の人、俗姓石井氏、文化九年（一八二二）十二月十三日六十六歳遷化という（『統真言宗全書』三十四、二五三上以下）。なお、親王院住職安田弘仁師によれば、本書は恐らく本来堯栄文庫の西院流聖教（高祖院旧蔵）中のもので、何らかの事情で上蔵に混れ込んだのであろうという。

本書の編録者は明記されていないが、多聞院重義と見てほぼ間違いない。それは、重義師資の条で終わっていること以外に、保寿院流（38才）・西院流元瑜方（52才）が何れも重義までの血脈を記し、寛正五年（一四六四）七月二十七日に相伝したらしい能禅方の血脈を殊更に挿入していること（67才）からである。『析負輯』一によれば、重義は讃岐の国人で、香西浦の生まれ、文明五年（一四七三）一月二十八日に諸院家記を著したとのみあり（同前・五四上）、生没年を載せていない。本書の記述によれば、明王院勝義から受法の正長二年（一四二九）に二十五歳というから応永十二年（一四〇五）の生まれである。没年を明らかに出来ないが、本書の記事の最末は文明五年（一四七三）九月二十三日であるから、これ以後に入滅したのであろう。

ここに取り上げる親王院本『西院流血脈』は、ありふれた表題に異して、次のような特色を持っている。

(一) 本書は堀池の僧正と呼ばれた信証（一〇八八―一一四二）に始まる西院流の相承系譜を明らかにするものであるが、現在伝承されていない定証方と呼ばれる系統に属すること。

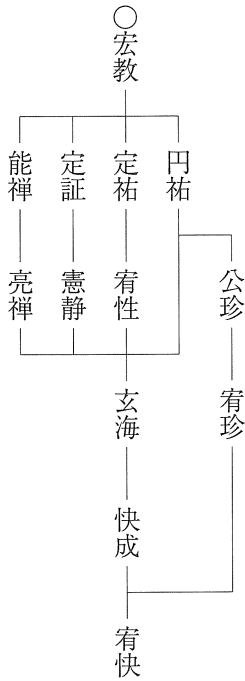
(二) 印融記『西院血脈』（『統真言宗全書』二十五）と相当部分重なる記事を含むが、細部には少違があり、記述の体裁そのものも相違すること。

(三) 鎌倉末期から南北朝時代にかけて、高野山金剛峯寺衆徒方（正規構成員）に属さない、一心院周辺に居住した僧侶たちに相伝されていた時代の詳細な記録を含むこと。
 以下、いくつかの問題について詳しく触れてみたい。

二、西院流の分流と定証方

今日、東密（真言宗）法流の内、広沢流の一つとして相承される西院流には、能禪方・円祐方・定祐方・元瑜方の四つの分派が伝えられている。その内、東寺宝菩提院は能禪方、御室仁和寺では主に円祐方を伝承し、高野山では江戸中期に御室から受け伝えて復興した能禪・円祐・定祐の三方が伝授されていた（※実質は能禪方のみ）が、現在では事実上行われていない。元瑜方は無量寿院長覚の相承になるもので、高野山学侶方の寿門に属する寺院・人師によって受け継がれた。これら分派の名称はすべて人名に基づくが、主には印信・血脈の小異に由来するものの、流传するにつれ、次第に伝持する聖教や修法の行軌に相違を来して今日に及んでいる。

宥快記『西院諸方相伝』によれば、宥快自身の西院流相承に五伝あることを記す。その五伝とは、定祐・円祐・願行（憲静）・亮禪の四師から宝性院玄海が伝えた流と、宥快が一心院宥全から別個に伝えた円祐の流を云う。因みに図に作れば次のとおり。



これら四方を以って高野山宝性院相承の西院流とし、中でも宏教―能禪―亮禪の流を正嫡として、亮禪の嫡弟を玄海とする（『血脈記』、続真全二五・二二八上以下）ので、宝性院の西院流こそが瀉瓶正嫡であると誇ったのである。一方、高野山無量寿院長覚は鎌倉で相承院俊誉から、宏教の晩年に受法した元瑜の流を相伝して高野山にもたらしたが、元瑜の伝は委悉ならずとして、宝性院一派からは指弾されている（同前）。

宝性院相承の西院流は江戸前期の南院良意（一六〇七―一六八二）の頃に途絶えたと言われている。東寺では亮禪の受法資嵯峨宝護院頼我の流が宝菩提院を中心に伝えられた。また、御室仁和寺では宝性院玄海に受法した尊寿院印玄の流が伝承され、江戸初期には東寺伝の血脈をも合わせ伝えていた。高野山蓮上院雄勢が御室真乘院孝源（一六三八―一七〇二）に受法した蓮花院覚音（※高野山蓮上院に同名の先師があるが別人）から伝えて高野山で復興されたのは、実にこの御室相承の西院流である。しかし江戸後期の高野山で、印信・血脈を個別に授けていたのは、かつての宝性院相承の内、能禪・円祐・定祐の三方のみであり、定証方は含まれていない。これは先述の『西院血脈』には定証方の血脈は明記されていない、即ち御室では相承されていなかったためである。かくして、現在では定証方の法流そのものが伝承されていない。

このように、法流としてはそんなに重視されていたとは思えないが、定証方を宏教律師の正系と見なす一派もあった。鎌倉覚園寺法流の由緒・伝来を同寺思叟が応永二十九年（一四三二）に記した『鎌倉鷲峰法流伝来記』（『金沢文庫研究紀要』一・二二―四頁以下に全文翻刻あり）には「宏教―定証―憲静（願行上人、又云宗灯和尚）―心恵（鷲峰開山）―知元―思淳―思怕―思咲―思叟」と、覚園寺住持代々の血脈を記す。また、次の記事がある。

五大堂の別当信濃の僧都定証は宏教受法の家督なり。宗灯和尚この師に対して西の院伝受と云々。宏教、受法の仁体に就いて思煩う子細あつて、八幡宮に於いて大事の切紙、定証を使いとして神前に就いて悉く焼却せしめんとす。定証子細を尋ぬるの処に、宏教語つて云わく、東寺能禪は胡越遠路の間、面受付法に及ばず、円祐・元瑜は聊か素懐に非ず。夫れ然らば仏種を断ずるの咎、遁れ難からんか。仍つて宗廟の和光に授け奉つて、断種の罪愆を濟うべしと。時に定証の言わく、身を顧るに法器に非ず

と雖も、教えに逢うこと豈に夙縁に非ずや。懇志碧海より深く、諾情黄金を断つ。遂にして瓶水に瓶水を瀉し、法灯に法灯を続ぐ。啓足に臨んで門弟にも授けざる大事、廟前に於いて忽ちに未だ許さざる希代の法命を許す。偏に和光の冥鑑なり。付法瀉瓶、唯一人あり、ほぼ傍若無人と謂いつべしと云々。

この記事には不審な点もあるが、定証方を正系とした覚園寺での伝承を知ることが出来る。通途の伝承では宏教の付法正嫡は能禪であつて、それは『血脈類集記』十（『真言宗全書』三十九・二三四上以下）に見るように、宏教の灌頂執行時に定証が一度教授を勤めた外、すべて能禪が教授を勤めていることから窺われる。また、金沢文庫本『広沢西院諸大事』に依れば、宏教が建長二年（二二五〇）正月十六日宏遍に授けるに当たり、「讓与西院流事、右相伝者規模流也、件大事等、能禪僧□（※欠字、都か）外未授于他人者也」（『金沢文庫古文書』九、仏事篇・二四〇下）等と認めている付法状の文言からも明らかであろう。しかし、『鷲峰伝来記』にあるとおり、能禪は宏教が鎌倉に移住する前、まだ京都にあつた寛喜二年（二二三〇）に灌頂を受け、ほとんど東寺大悲心院に住していた。宏教晩年の灌頂執行に当たっては、その度毎に下向していたことが金沢文庫本『伝法灌頂附法次第』（初めに「無量寿寺律師宏教（付法）」とあり。同前・一八頁以下）から分かっている。鎌倉の人達から見れば、こうした能禪との縁の希薄さよりも、宏教とは差ほど年齢が違わない定証を古参の門弟として尊重した、ということも考えられる。また、鎌倉に來た宏教は、始めは阿弥陀堂の能海、その後若宮供僧定証のもとに寄宿したという伝承もある（納富常天『金沢文庫資料の研究』、法蔵館、昭和五十七年、三四七頁注）。定証自身は、次節で触れるように宏教の直弟ではないが、宏教との個人的つながりや鎌倉での社会的地位からも、門弟の長として周囲から認識されやすかつたとすれば、後世の末流で宏教の正嫡と謳うものが現われても不思議ではないといえよう。

三、信濃僧都定証の伝

定証については割合多くの資料がある。『血脈類集記』十二には「定証事」として次の裏書を載せる（同前・二四五下）。

秀卿胤子、足利又太郎泰綱子、忍辱山大僧正定豪灌頂資、後值宏教律師受西院、附法隨一也、号信乃僧都、又值安祥寺実円法橋
 附法彼流了、德行名譽之仁也、文永五年十月六日卒（八十二）。

文永五年（二二六八）八十二歳で遷化とすれば、その生年は文治三年（一一八七）となるが、同書十には宏教からの受法の時、即ち寛元四年（二二四六）に五十八と注記しており（三三四上）、これによれば文治五年（一一八九）生であつて、前後矛盾している。「秀卿胤子、足利又太郎泰綱子」とある「秀卿」は平将門の乱に功績があつた俵藤太こと藤原秀郷の誤まりで、『尊卑分脈』にはその七代の子孫成行の時足利姓を名乗り、その曾孫二郎康綱の子に「仁」定証（僧都）がある。康綱には「或泰」と傍注しているから、定証をめぐる記録類から「泰綱」が正しく、『類集記』の「足利又太郎」はその兄弟（※弟か）の忠綱と誤まつたものらしい（国史大系本二・四〇五頁）。但し、頭注には「定証、脇本前本閣本小書而在忠綱項」と云うが、『鶴岡八幡宮供僧次第』にも二郎泰綱の子としている。なお、「信乃（又は信濃）僧都」と云う信濃は、出身地や所領によるものか、身内に信濃守等の官職に就いた者があつたためか、今のところ未考である。

『鶴岡八幡宮供僧次第』の「真智坊」の条には「（東）定証（信濃僧都）、足利二郎泰綱之子、定豪僧正弟子也、真言稽古仁也、西院者宏暎（※ママ）律師付弟」等（『続群書類従』四下・九〇七上）とあり、この前の弁祐が建長二年（二二五〇）九月二十一日伊勢で入滅、定証の次の尊弁の条に「建長七年（※二二五五）三依定証讓補」とあるから、建長二年頃から同七年三月まで鶴岡八幡宮の供僧を務めていたことが分かる。後年、『鷲峰伝来記』にあるように五大堂別当に就いたのであろうか。五大堂というのは、第四代將軍藤原頼経の御願により、嘉禎元年（二二三五）鎌倉に建立された明王院（※鎌倉市十二三所、現在真言宗御室派）のことで、鶴岡八幡宮・勝長寿院（大御堂）・永福寺（二階堂）と共に、鎌倉將軍の御願寺として格式が高かつた。

定証が明王院別当職に就いたとすれば、直師である忍辱山定豪がこの寺の開山となつた関係であろう。定豪は忍辱山流の流祖寛遍付法の兼豪に受法し、この流が忍辱山流として名をなしたのは定豪以降であると言われている。建久二年（一一九二）から同十年まで永金坊を住坊として鶴岡の供僧を務め（同前『供僧次第』「永巖坊」条・八八一上）、正治元年（一一九九）から勝長寿院別当、承久二年（一

二二〇 鶴岡八幡宮社務となり、東寺一長者・東大寺別当・熊野檢校・明王院別当等の栄職を歴任し、嘉禎元年（一二三五）大僧正に昇り、同四年九月二十四日京都で帰寂、八十七歳という（『鶴岡八幡宮寺社務職次第』、『群書類従』四・四八〇下）。尤も、『類集記』八「法印定豪」の裏書には異なる伝を記載している（一九六上）。明王院別当職については、『吾妻鏡』三十の嘉禎元年六月二十九日の条に明王院五大尊堂供養の詳細が記録され、弁僧正定豪が曼荼羅供の大阿闍梨を務めているが、「当寺別当」と注記されている（国史大系本三・一五六頁）から、開創当初から就任していたと考えられる。

定証がいつ定豪から灌頂受法したのか、『類集記』には時期を明記していない。但し、実円から安祥寺流を受けたのが貞応二年（一二三三）八月二日で、「重受」と記されている（同書九・二二二下）から、定豪からの受法はこれ以前であることは間違いなく、定豪は建久二年（一一九二）以来殆ど鎌倉に居たのであるから、定証の受法場所も鎌倉であろう。宏教からの西院流受法は寛元四年（一二四六）十二月二十二日、鎌倉松室房に於いてと『類集記』十に記録される（二三四下）。この時は伝法灌頂ではなく、重受として印可の儀を以って授けたものである。この受法は印可相承のみに終わったのではなく、その後西院流の聖教伝授に進んだらしいことが次の奥書から知られる。何れも宏教が類集した西院八結に含まれるものである。

○『光明真言（池）』 一帖（『高山寺経蔵典籍文書目録』三・三七五上）

宝治二年（※二二四八）十月十一日書之 定澄（※定証か）

○『兩部秘要（池）』 一帖（同・四一六下）

宝治二年（※二二四八）十一月十二日書之 定証

○『決定口伝（池）』 一帖（同・四〇九下）

宝治二年（※二二四八）十一月二十一日書之了 金剛資定一

弘長二年（※二二六二）十一月六日書之了 金剛資憲静

『類集記』の記録から、寛元四年頃は恐らく松室房が住房であったことが推測される。宏教が鎌倉に下向してきたのは、『類集記』

によつて寛元元年（二二四三）十月頃のことと考えられる（二三二下以下。また裏書に、十月二十三日に將軍頼經の推挙によつて律師に任ぜられたという）。宏教住持の無量寿寺の名が現われるのは建長二年（二二五〇）九月十七日に大進阿闍梨良祐に灌頂を受けた記事が初めてで、これ以前の寛元元年十月二十七日定清に、同十一月二十二日能海に印可を受けたのは定清の住房鎌倉大門寺であった。建長二年以後でも、同七年四月七日宗真・興実二人に灌頂を受けた時には、受者興実の持仏堂で執行している。恐らく、定証が印可伝受した寛元四年にはまだ無量寿寺が造立されておらず、定証の住房で行なつたと考えてよい。先述のように、鎌倉に來た宏教が初め能海の許に寄宿し、後定証の許に寄宿したという伝承が、この辺りの事情を物語るものと言えよう。因みに、貞応二年（二二三三）安祥寺流を実田から受けた条には、定証は「于時阿闍梨」と注記されているからまだ官位には就いておらず、宏教からの受法資の条に「定証律師」とあるから、寛元四年（二二四六）十二月までに多分権律師に補せられ、印融の『西院血脈』に引く元瑜の自記には「文永元年三月二十二日重ねて同流（※安祥寺流）の印可を権少僧都定証に受け了る」とある（同前・二二六下）から、これ以前に権少僧都に昇つていたらしい。その後、文永五年（二二六八）十月六日に卒したという。『類集記』の編者元瑜は晩年の定証に受法しているから、日付は間違いないとしても、先述のように没年齢について不審がある。定証自身は生涯殆ど鎌倉に居たように考えられるので、入滅の場所も鎌倉であつたろう。

定証の授法資は、『類集記』には「（十五代・宏教律師付法）権少僧都定証（付法）」として、西院流を願行上人憲静と朝瑜に授け、元瑜に安祥寺流を授けた他は『類集記』には記されていない（二六八下以下）。

憲静（願行上人、東寺大勸進、泉涌寺長老）

弘長三年（癸亥）受之

朝瑜（阿闍梨、右衛門督、籠居高野、号道品房）

文永元年（甲子）受之

（裏書）

定証（安祥寺実円法橋方）

元瑜（大式法印／文永元年三月二十二日丁酉虚宿日曜受之）

憲静については論考が多く見られるので略するが、朝瑜は文永二年（二二六五）七月、開田准后法助（二二三七～二二八四）から重受した権少僧都朝瑜（武内孝善「東寺観智院金剛藏本『真言付法血脈（仁和寺）』」、『密教文化研究所紀要』六・七九頁）と同一人物であろう。

親王院本『西院流血脈』には憲静・朝瑜の外に、高野山一心院に通世した輔阿闍梨聖寛（阿寂上人）を挙げている。但し、徳治二年（二二〇七）頃白豪院静基の口説を筆記した『野沢大血脈』（続真全二五）にも、定証の付法として憲静と朝瑜を挙げるに過ぎない。

四、本書の歴史資料的価値

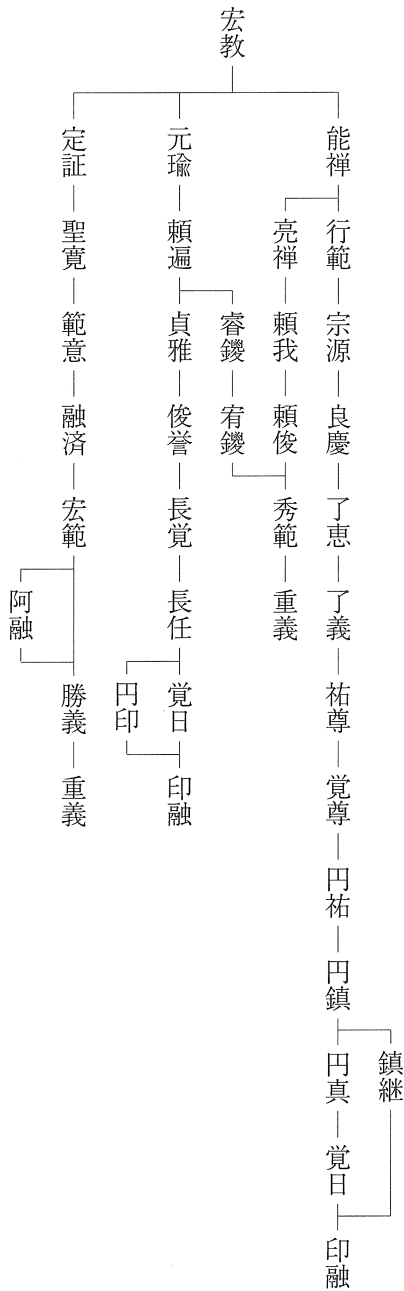
（1）印融記『西院血脈』との相違点

印融記『西院血脈』（続真全二五）は文明十九年（二四八七）に、自身の相伝になる三宝院流道教方をまとめた『血脈私抄』二卷（同前）と一具に著わされたものである。印融の血脈書が何れも、自身に至るまで一系統の代々祖師一人ずつについて付法資の名前・住房・受法日・場所等を明かし、直系以外の付法資は掲出ししない。これに対し、本書はそれのみならず、分流した主要な流派について数代下までの血脈を載せる例が二三に留まらない。印融の血脈書が『類集記』を参照し、元瑜までの多くの記事がその抜き書きで占められるが、本書は宏教までの大部分が印融記と重なるにも関わらず、同書や『類集記』を参照した形跡が見えない。付法資の人数や記載順に細部で相違するからである。

その中で、注目すべき記事もある。一つだけ挙げれば、保寿院流血脈に永巖—覚印—覚成と作る（38オ）のは余書には見られない記述である。現流の保寿院流の伝法灌頂血脈は永巖—覚成とつながっているが、『類集記』を始め、多くの血脈書には直受を基として覚法親王の付法資に名を列ねている。覚成（二二二六～二二九八）は保寿院大僧正と呼ばれ、後に御室守覚親王にも伝授したところ

から、仁和寺では重きをなした。覚法親王の命により、老齡の永嚴法印（二〇七五―一一五二）の跡を継いで保寿院第二世となり、聖教を相続したが、仁治元年（二二四〇）宏教記『禿丁伝』によれば法流の授受はなく、永嚴の遺言によつて保寿院流を伝授したのは法兄の覚印（一〇九七―一一六四）であつたという（『金玉』第七結にあり、写本。また、高見寛恭「保流に於ける覚印と覚成」、『六大新報』昭和二十七年五月十五日号参照）。法悟院頼我口筆『付法相承血脈鈔』の保寿院の項には「御室の仰せに依つて、永嚴法印、保寿院の門跡・聖教等を付属し畢ぬ。御付法たるに依つて重ねて受職に及ばず。但し法流相承に於いては左右能わざるか」（『統真全』二五・七二上）と曖昧である。また、『野沢大血脈』には永嚴―覚印―心覚とつなぐ他、永嚴と覚法兩人から覚成につなぎ、覚成を「保寿院流の始めなり」と言っている（同・三九上）。これらのように、永嚴と覚成の師資関係は古くから疑義が存在した。伝授の事実としては本書の記述がより正確で、これは宏教の記を読んでいなければ判らない内容であるから、本書が西院流に精通した人物によつて記録されたことが知られる。

因みに、印融の相承血脈と本書の血脈を合わせて示せば次のようになる。



(2) 高野一心院

本書所載の西院流定証方は、憲静から玄海に流れた宝性院の伝ではなく、遁世して高野山一心院に住した輔阿闍梨聖寛（阿寂上人）からの伝承である。聖寛と云う人については今のところ未詳であるが、朝瑜も遁世して一心院に住したとあるから、そのつながりから定証に受法したのかもしれない。道品房朝瑜については、先出の元瑜の自記に所見がある（印融記『西院血脈』、続真全二十五・二七下）。去る建治二年（※二七六）、松下殿中陰の葬籠の人数に加わり、莫大の施物に預かる。且つは松下殿等の諸霊のため、且つは先師・双親・自身等のため、錢貨一百貫を以って野山一心院（※傍注「院内に金光院を立つ」）に捧ず。爰に道品上人、愚願の素意を察して、供田一町を買い得て永代の仏物に相い備え了る。

これに依れば、共に定証に受法した縁によるものか、元瑜が朝瑜と同門の佐々目大僧正頼助（二四六〜二九七）の房人であったからか、朝瑜と元瑜の密接な関係を知り得る。傍注に「金光院を立つ」と云うのが、予め元瑜が建立していた金光院に施入したのか、この時朝瑜が建立したのか定かではない。元瑜自身は文応元年（二六〇）から翌弘長元年十一月にかけて、高野参籠の素懐を遂げたことを自ら記しているから、この参籠中の宿舎として一院を建てたとも考えられる。元瑜は本寺が南都薬師寺であり、金剛峯寺に交衆した訳ではなかったから、当時地方から登山した僧徒（後世にいう客僧）が多く居住していた、現在の一心院谷が参籠の地であったと考えるべきであろう。

本書には宏教付法の条以後、一心院の住僧が頻出する。それを記載順にあげれば、

○能禅方・円祐方血脈

妙利上人定玄・円観上人勝深・法智房宥全

○定証付法資

阿寂上人聖寛（輔阿闍梨、遁世）

○聖寛付法資

本有上人範意（奥坊）

○範意付法資

阿覚上人融濟（二位律師、遁世、奥坊）

○融濟付法資

実照房意童（金光院）・光心房有全（※前の法智房と同一か）・覚善房宏範（永泰院）・舜覚房忠禪

○宏範付法資

了禪房阿融（金光院）・善俊房聖莢（永泰院）・覚悦房聖保（奥坊）

この他に、本書には明記されていないが、保寿院流血脈に出る範意の師定恵は、『保寿院血脈（良恩）』一通（室町中期写、高野山大学図書館金剛三昧院寄託本）には「空地（高野一心院、阿宝上人、改定恵）」とあり、一心院の住僧である。これら計十二人は多いとは云えないが、聖教の奥書等にまま検出することがあるものの、他の資料にはほとんど所見がない点で極めて貴重な情報と云うべきである。

『紀伊統風土記』によれば、一心院の地はもと別所の一つで入口に総門があり、その内の五坊等を総称して一心院と言った。覚鏤も師事した隠岐上人明寂が最禪院を草創し、その後行勝上人（一一三〇～一二二七）が一心院を、鎌倉法印貞暁（源頼朝の三男、一一八六～一二三二）が寂静院を開創したという（『統真言宗全書』三七・三三六頁下）。実質的には治承三年（一二七九）頃登山したと見られる行勝が金剛峯寺境外に開いた地域であり、行勝はもと仁和寺華藏院宮（聖恵親王、一〇九四～一二三七）の侍童で、常喜院心覚（一一一七～一一八〇）に受法・灌頂したと伝え、貞暁は道法親王の灌頂資で、仁和寺勝宝院の門主となつたから、元来御室との関係が強いと言えよう。その影響が続いていたのか、鎌倉末期から南北朝にかけて、この地域では仁和寺から発生・成立した幾つかの法流が伝持されていた。即ち『三十六流大事』（『統真言宗全書』二五）からは安井御流・華藏院流・保寿院流の三流が一心院に流入し、その後金剛峯寺衆徒方へ伝播したことを知る。その相伝血脈を示せば次のとおり。

○安井御流

覚性親王—守覚親王—道尊親王（安井宮）—親寛—弘舜—顕誉—融濟—宏範—聖保—忠義……

○華藏院流

聖恵親王—信証—仁巖—琳慶—……慶海—瑩金—宏範—勝義—忠義……

○保寿院流

永巖—覚印—心覚—顕覚—宏教—能海—空暎—定恵—範意—融濟—意宝—阿融—勝義—忠義……

保寿院流の血脈は本書にもそのまま出ている（38才）が、これらの内、範意・融濟・宏範・意宝・阿融・聖保の六人は、本書にも西院流定証方を授受した師資として記録されている。これら三流も定証方同様、金剛峯寺衆徒方の明王院勝義やその弟子忠義によって相承されたことが明らかになる。対照的なのは、室町初期の宝性院宥快門弟にあつては、一心院の法流相承を「別所伝」「別所方」と呼んで区別していることである（『中院流大事口訣集』参照、高野山八葉学会刊、大正六年）。それは具体的には、道範等によって持ち込まれ、宥快によつて邪流と指弾された立川流が、その後一心院の円観上人勝深・教覚上人隆深等に伝承されていたことを指して蔑視しているのである。しかし、本書によれば勝深は亮禪の受法資に名を連ねているし、宝性院玄海の資に妙利上人定玄がある（51才）。何よりも、宥快自身は法智房宥全から西院円祐方を受けているのであるから、一心院の人々を蔑視するのは宥快の門弟に生じた見解であつたらう。勝義や忠義所住の明王院が、一心院とは尾根一つ隔てた位置的関係にあることも然りながら、一心院で伝持された法流が宝性院に伝えられることがなかったのは、こうした要因があつたのかもしれない。

以上のように、一心院は開創当初から御室仁和寺と人的なつながりが強く、自然広沢流に属する流派が流入した。鎌倉末期には後宇多院の関係で、広沢流の中心は嵯峨大覚寺へ移っていたが、本書にもそれが現れている。範意の付法となつた二位律師融濟は大覚寺から一心院へ通世し、融濟の付法資である弁律師隆賢・左衛門督法印教賢・大納言律師信英の三人は大覚寺から来つて法を求めた人達である。この内、教賢は後宇多院付法勝宝院道意に、信英は後宇多院に受法している（武内氏前掲・七九頁）。他に融濟付法の僧正

了賢は東寺宝光院とあるが、備後阿闍梨尚済に「勝宝院」と注するのは仁和寺勝宝院か、また法印範守の「宝護院」は大覚寺の塔中であろうか。何れにしろ、南北朝期でも御室や大覚寺とは往来が続いていたことが窺われる。

(3) 南北朝期の年号使用

南北朝期の高野山では、資料からは南朝年号と北朝年号が共に用いられていることが窺えるが、本書の記述からは、一心院では前半期には北朝、後半期には南朝の年号を用いており、最末期には再び北朝年号を用いていることが分かる。また、同時期の記録の並び方には特徴がある。

本書で南北朝期に関連するのは、主に第二十五代融済（一二九三～一三七九）の記事である。融済は実に四十七人も付法資（※注記には「付法四十八人」）があり、その期間も一三三九年から一三七八年までの四十年に亘っているが、不思議なことに年次を追って記録されておらず、しかも両朝の年号を混用せず、南朝年号を用いる記事は一続きに、北朝年号の記事も同様に、ほぼ年次どおり記録されている点に興味深い。尤も、一部に年次としては前後している部分があり、これは記録者が混乱もあつたのかもしれないが、全体的には規則性が存在している。本文記載順のまま分けてみると次のとおり。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ① 暦応二年（二三三九）から貞和五年（二三四九）まで | 北朝年号使用の記事 |
| ② 正平十年（二三五五）から文中三年（二三七四）まで | 南朝年号使用の記事 |
| ③ 暦応五年（二三四二）から観応元年（一三五〇）まで | 北朝年号 |
| ④ 正平十二年（一三五七）から文中元年（二三七二）まで | 南朝年号 |
| ⑤ 永和四年（二三七八） | 北朝年号 |

これらを年次のとおり並べてみると、暦応二年から観応元年まで（①・③、一三三九～一三五〇）は北朝年号のみを、正平十年から文中三年まで（②・④、一三五五～一三七四）は南朝年号のみを用い、その間の混用・混乱は見られない。また⑤は一件のみであるが、これ

以前に融済の入滅を「永和五年二月三日」としているから、永和年号の使用は二例あることとなる。要するに一心院では、一三五〇年頃まで北朝年号、一三五五年以後南朝年号を用い、一三七八年以降また北朝年号が用いられているのが確認できる。これは一三五一年（正平六・観応二）十一月から翌年閏二月にかけて行われた、謂わゆる正平一統によるものか、一心院に及ぶ政治的影響によるものか、他の資料によって検証する必要がある。

また、受法者の居住地または出身地に注目すると、①から③は殆ど高野山居住者か、京都・河内等の比較的近い地域からの登山者の記事であるのに対し、④と⑤では但馬・阿波・安芸・常陸と次第に往來の地域が広がり、第二十八代重義の代には、記録された三十七名の内、明らかな高野住僧一人を除いて他はすべて地方寺院居住者となる程、社会的に交通が容易になって人の行き来が活発になっていったことを知り得るのである。

五、翻刻文の凡例

- (一) 本稿では記載内容を紹介することを主眼とし、そのために原文に忠実な翻刻ではない。
- (二) 文字は多く常用漢字を用い、原文で応を「戸」、曆を「厂」に作る如き略字は正字に改めたが、阿闍梨を「アサリ」、灌頂を「汀」、護摩を「古戸」に作る等は多くそのままにした。
- (三) 原文の割注・細字は記号で示した。その中、

- () 主に割注、又は細字
- [] 割注の中の割注、又は細字
- 【 】 傍注

をそれぞれ表示し、文中の「」は改行を示す。

この内、干支・星宿の多くは、実際には「丁角―/巳日―」のように記されているが、便宜上「丁/巳・角―/日―」として示した。

(四) 下方の(11オ)等は折り目を示す(第十一折りの表の意)。原本の一面には凡そ大字で五行分であるから、表示一折り分の半分が前折りの裏面になる。

(五) 編者の注記は(※)として示した。

(六) 翻刻にあたり、親王院住職安田弘仁師には格別の御配慮をいただいた。また本書の調書は鬼川志行氏が採取に当り、原文の入りは塩崎まどかさんの手を煩わせた。一言記して謝意を表する。

以上

〈キーワード〉 西院流、血脈、定証、一心院、親王院

『西院流血脈』(外題)

真言教三国相承事

如来滅後八百年竜猛開南天鉄塔(南天竺國王引正皇)

当漢孝景天皇七年【前漢景帝皇七年〔辛卯〕イ説】

当日本国第九代主/開化天皇八年〔辛卯〕

其後經八百六十六【九イ】年開元八年(庚申)金剛智渡大唐

仏滅後一千六百六十六【九イ】年(唐帝皇玄宗皇帝/当日本国元正天皇/四年〔庚申〕)

其後經八十七年大同元年(丙戌)弘法大師渡日本(開鉄塔九百/五十三年)

(当唐德宗皇帝貞元廿二年 日本帝平城天王)

或記云仏滅度後一千七百五十六年真言法渡漢土其後九十二年始/来日本〔文〕

西院流嫡々相承血脈

大日——金剛薩埵——竜猛——(南天竺)人十月十八日/遷化住寿三百歳

【金】 竜智 (南天竺磔迦国)

【金】 金剛智

(南天竺頼耶国)

十月二日遷化住寿七百歳

八月十五日入一歳七十三

不空

(南天竺六月十五日遷化歳七十)

【金】 金闍含光 (梵僧)

【金】 新羅惠超

【両部】 青竜寺惠果

【金】 崇福惠朗

【金】 保寿元暁

【金】 同覚超

惠果

(唐土馬氏京北照応人十二月十五日遷化歳六十)

【胎】 訶陵弁弘

【胎】 新羅惠日

【金】 劔南惟尚 【上イ】

【金】 河北義円

【両部】 義明供奉

【両部】 日本空一

海雲并造玄ノ血脈ニハ惠果ノ弟子数人雖出之東寺非相承ノ故略之

弘法

(日本讚岐国多度郡人佐伯氏延暦廿三年〔甲申〕入唐三昧耶ノ

戒表白文云以去大唐貞元廿一年日本延暦廿四年六月十三日ノ

於長安城青竜寺東塔院灌頂道場受持諸仏三摩耶戒授ノ

五部灌頂〔文〕大同二年〔丁亥〕【元年〔丙戌〕イ】帰朝天長元年六月十六日補東寺ノ

長者是初也寺務十二年贈大僧正本名空海承和二年／

三月廿一日入定歲六十二)

実惠

(讃岐国佐伯氏号檜尾僧都承和三年五月十日補長者／

寺務十一年延曆三年生承和十四年十一月十三日卒(六十二)

惠運

(小(※ママ)僧都承和五年入唐(四十一)／貞觀十三年九月廿三日卒(年七十二)

真紹

(号石山僧都禅林寺本願也／貞觀十五年七月七日卒(七十九或七十七)

宗叡

(僧正元慶三年正月至一長者寺務五年同八年二(三イ)月／

廿二(六イ)日卒(七十六)貞觀五年智証大師於園城寺授兩部／

大法於宗叡阿闍梨(云／云)

清和法皇(元慶三年五月八日(丁酉)御出家(三十)同四年／

十二月四日崩御(三十一)御名円覚或本法諱索(※ママ)貞(真イ)(云／云)

勝榮

峯敦【少僧都】(延喜八年四月／

廿九日卒(七十五)

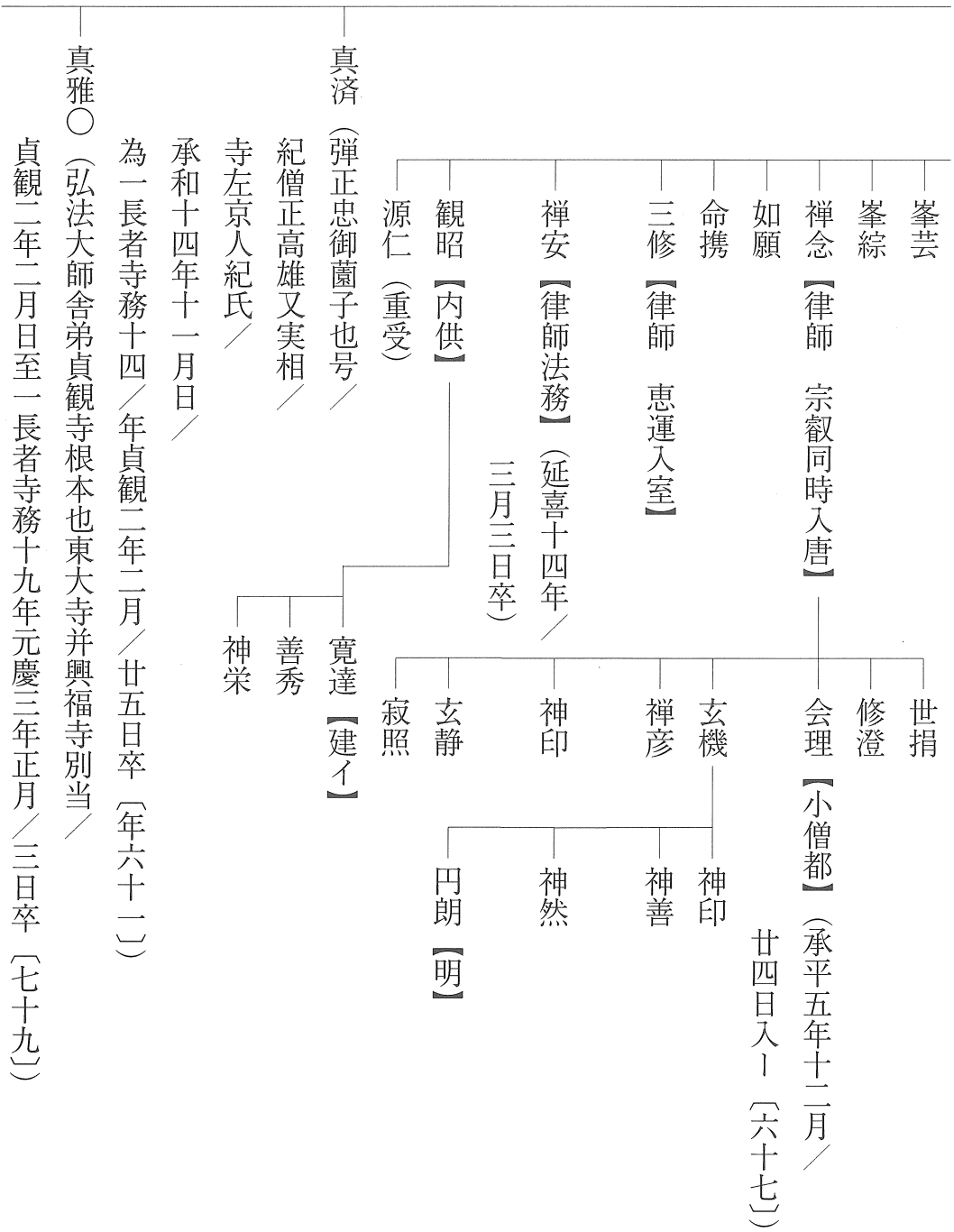
峯秀

峯隱

神行

良照

円性



道雄 (華嚴法相兼学海印寺根本也俗腹也俗姓佐伯氏)
小僧都仁寿元年二月【六イ・四イ】八日卒)

円明 (律師／仁寿元年卒)

遍明 (平城天皇第三【一イ】子皇太子高岳親王是也元八名真如又号)

真遍又号空理弘仁元年九月出家元慶五年於天竺路入滅／貞觀三年入唐)

壹演 (權僧正ノ始也右大臣大中臣清麿曾孫元在俗内舍人)

大中臣正棟是也貞觀九年七月十三日卒 (六十五)

由蓮 (從四位上源勝是也) —— 真寂 (齊世親王是也宇多天皇ノ御子世云法三御子)

円行 【阿闍梨】

貞隆

杲隣 (東大寺)

真隣 【隆イ】

円行 【阿、々】 (靈巖寺ノ入唐) —— 教日 (元興寺人也) —— 千運

泰善

延最

三澄

聖珠

泰範 (俗姓贄氏伊与国風早郡人大同初入京三年攀涉住止觀院)

弘仁三年四月十八日於東大寺受具足戒 (廿九) 承和五年四月二日

叙伝灯大法師位 (五十) 天安二年滿八十有恩賜臈四十七弘仁三

年出家歟本八伝教大師弟子歸本山為第四座主号光定)

智泉 (大師甥大安寺)

忠延 (神護寺)

○真雅 (付法五人)

真然 (僧正)

(元慶八年二月至一長者寺務七年讚岐国人也)

寬平三年九月十一日入 (年八十八)

惟首

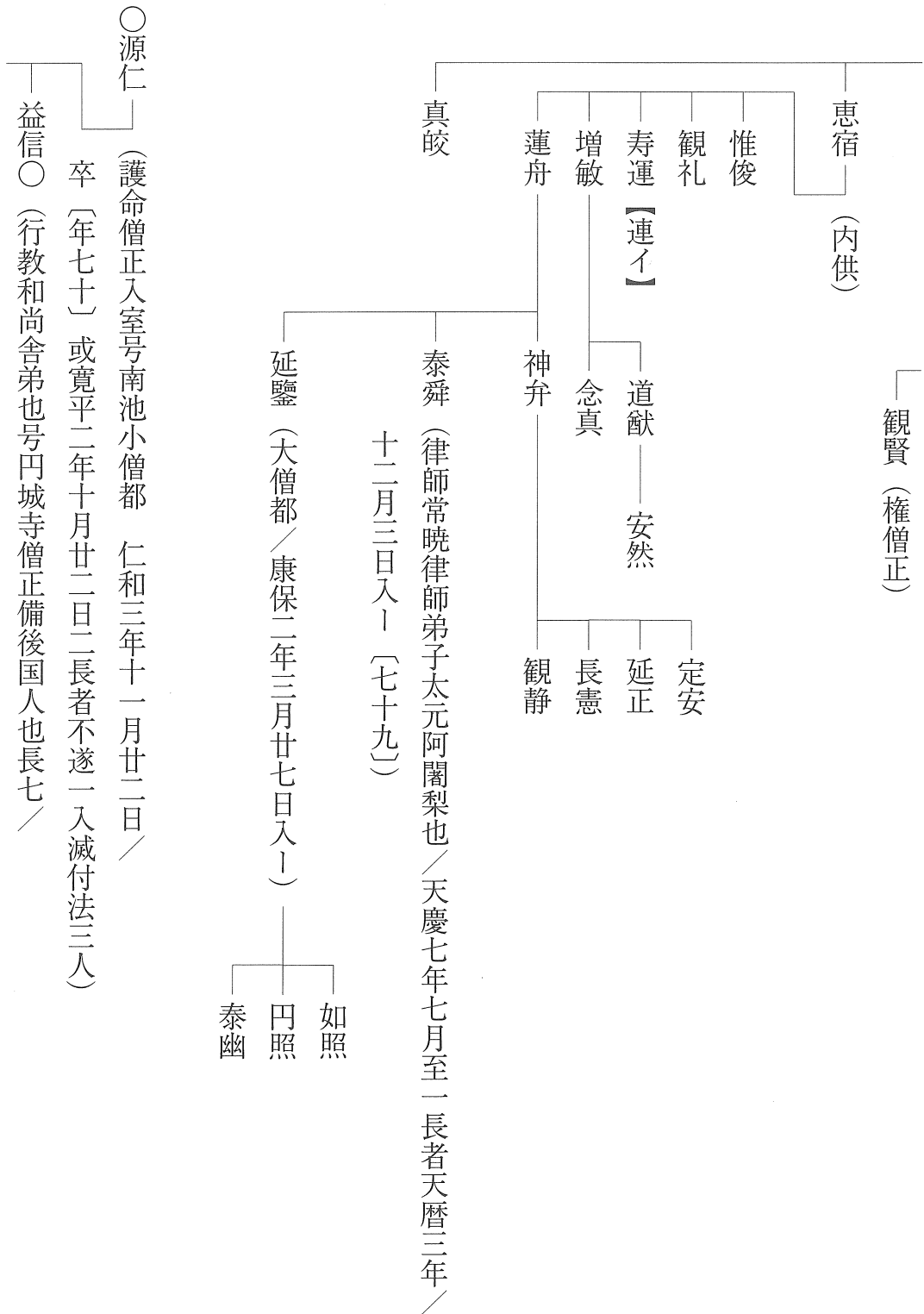
無空 (律師往生人 / 延喜十六年入 / 或延喜十八年六月廿六日入) —— 峯日

寿長

聖宝

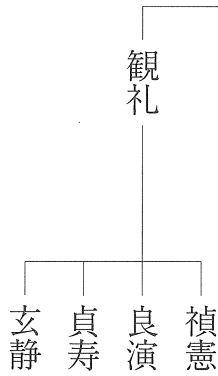
源仁 (二長者南池院)

載宝 —— 濟高 (勸修寺大僧都) (天慶五年十一月 / 廿五日卒 (八十六))

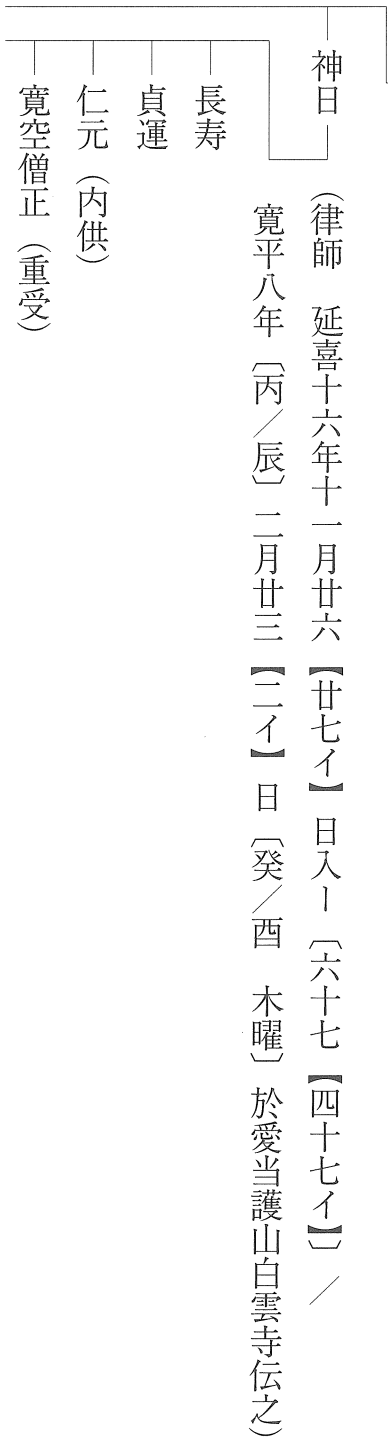


宗叡僧正入室延喜六年三月七日卒〔年八十 七十一イ〕／
 寛平三年九月至一長者寺務十二年広沢流始）
 聖宝（左京人王氏田原天皇苗裔也長一 延喜九年七月／六日卒〔年七十八〕夏臈〔六十二〕小野流始也／
 醍醐寺住本ハ真雅入室）

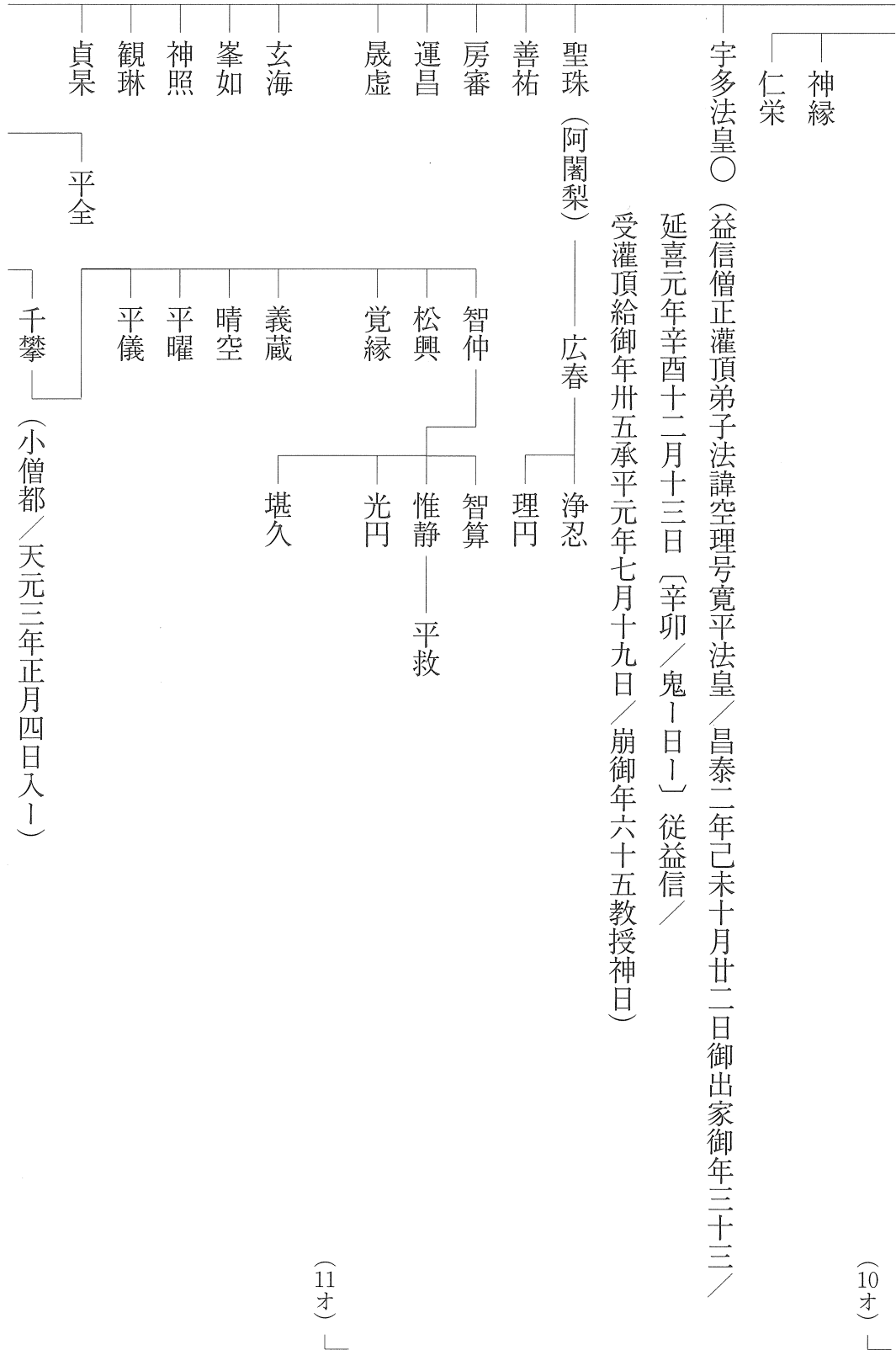
〔9才〕

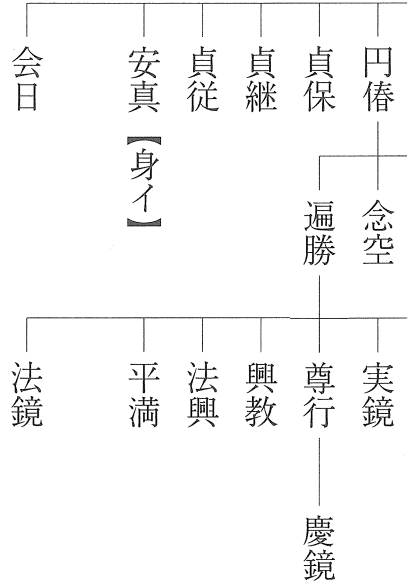


○益信（付法十八人）



神日（律師 延喜十六年十一月廿六【廿七イ】日入一〔六十七【四十七イ】〕／
 寛平八年〔丙辰〕二月廿三〔二イ〕日〔癸酉 木曜〕於愛当護山白雲寺伝之）





○宇多法皇 (付法十三人 / 御年八十)

真寂

(母女御橘義子世云法三御子即法皇御子齊世 / 親王是也延喜五年出家延長五年九月十日 /

遷化〔四十二〕昌泰四年〔辛酉〕即延喜元年也二月二日 /

出家依菅丞相御事〔云 / 云〕或云延喜五年二月日 /

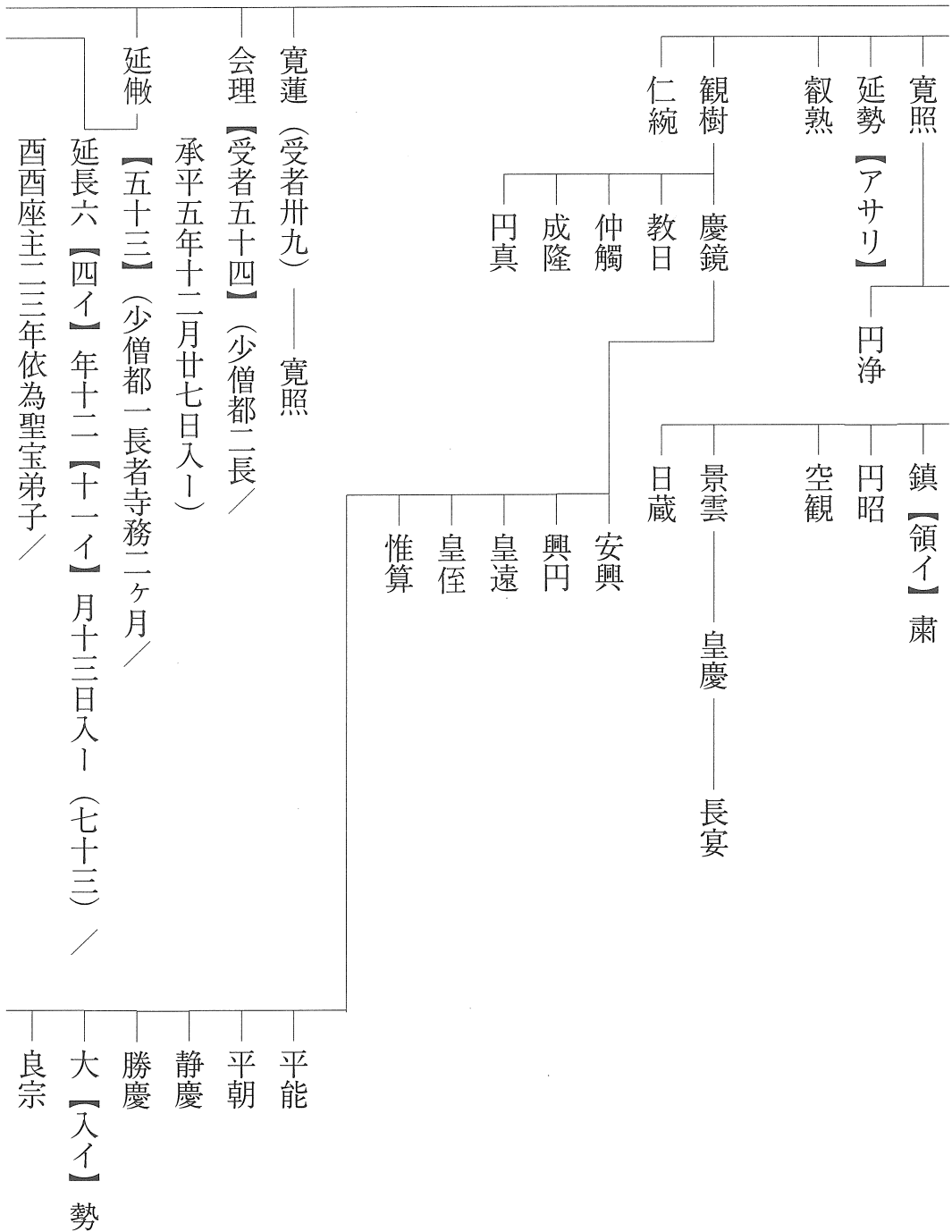
出家延喜八年戊辰五月三日〔癸 / 酉〕奉受灌頂於 /

法皇〔云 / 云〕広相宰相女延喜【長歟】五年九月十日入滅年 /

四十二〔云 / 云〕爾者昌泰四年二八十六也延喜五年二八廿也 /

受者廿三御年)

長縝 — 仁賀



補之

定助 — 法藏 (仁賀上人)

元方 (元方民部卿 / 子)

真興 (大和小島 / 僧都)

壹蓮

玄昭 (四十四権律師 /

平珍

延喜十七年二月三日入 (七十二)

貞慶 (四十三自真寂至貞慶已上六人延喜 /

八年五月三日【滅門】〔癸 / 酉〕奉受之是法皇灌頂初 /

度也鬼宿火 (於東寺灌頂院授之)

貞寿 (六十六)

貞運 (六十九)

貞從【綱イ】 (六十二)

仁元 (五十三) 平珍

仁選 (四十四)

神昇 (四十三)

教安

仁源

助空

峯樹

仁肇

好春【泰或本】

誠海

長珍

助円【園イ】

常妙

浄行

康経【伝或本】

「寬空〇（卅九号蓮台寺僧正天曆三年十二月至一長者寺務／廿二年天祿三年二月六日入一〔八十九〕

（自貞壽至寬空已上七人延喜十八年〔戊／寅〕八月十七日〔丁／巳〕〔戊寅昂一木一イ〕嵯峨／大覺寺奉授之然者法皇灌頂給事已上二ヶ度歟）

〇寬空
（付法九人）

寬靜（僧正 天慶七年六月五日於神護寺授之阿闍梨四十六／

天延元年至一長者寺務四年寬空舍弟西【山如意輪イ】寺／

貞元二年十月十一日入一〔七十八【七イ】去五日任僧正

救世（小僧都天祿二【三一】年十二月至一長者寺務二年左京人／

源氏天祿四年四月四日入一【天延元年卒イ】〔八十四〕〔元八叡山相応和尚弟子也移住／

興福寺後付寬空僧正入大師／門徒）

中円（天祿四年〔癸／酉〕十一月廿一日〔辛／未〕受之）

寬朝 〇（法務号遍照寺大僧正又号広沢僧正式部卿敦実／

親王第二子雅信弟 天曆二年〔戊／申〕五月九日〔丁／巳・角一／日一〕於／

仁和寺禪定法皇御室授之三十三 天元四年八月／

卅日補一長者寺務十七年 長德四年六月十四【二イ】日／

入一〔八十四〕

定昭

〔大僧都 左京人一乘院貞元二年十月至一長者〕寺務四年 天元四年八月十四日辞長者并興福寺

别当等長籠居康保元年十二月廿五日〔箕〕於蓮／台寺授之 永觀元年三月廿一日入一〔七十八〕

仁賀

元杲

〔号延命院大僧都俗姓藤原大政大臣基経弟〕

高経孫長者 康保二年〔乙／丑〕十一月廿一日〔丁／亥〕於蓮台／

寺授之

神印

盛算

〔長者清住寺〕

寛忠

〔長者池上僧都兵部卿敦固親王子〕

安歳

○寛朝

〔付法十七人〕

雅慶

〔法務長徳四年六月至一長者寺務十六年〕式部卿敦実親王子寛朝僧正舎弟 永觀二年／

〔乙／酉〕十二月廿日〔乙未／元一火一〕於円融寺授之 長和元年／

十月廿五日入一〔八十七〕〔一イ〕

尋清〔大僧都〕永承六年六月十八日入一

「定湛（阿、、）」

熙拯（内供／永觀三年〔丙／戌〕二月十五日〔角一／月一〕於円融寺授之）

円融法皇（覺如金剛法廿八御出家／

永延三年〔己／戌〕三月九日〔庚／寅・星一／水一〕於東寺灌頂院授之）

濟信○（法務号喜多院大僧正又号真言院僧正左大臣雅／信子 長和二年正月十四日補一長者寺務十年／

永祚元年〔己／丑〕十二月二日〔危一／水一〕於遍照寺授之受者三十二／

長元三年六月十二日卒〔七十七〕

清寿（僧都頭中時源忠清男／長和五年四月廿七日卒）

中円（内供神応寺）

明信（円城寺）

雅守（内供東寺）——中玄（内供）——証念（阿、、石山）

頼算（東大寺）

以上五人永祚元年〔己／丑〕十二月四日〔辛／亥・壁一／金一〕於遍照寺授之

朝寿（律師右衛門督忠君息正曆二年〔辛／卯〕十二月廿二日／

〔丁／亥・金一／房一〕於遍照寺授之 寛仁元年五月廿八日入一）

仲玄

雅守

「平琳

盛算 (入唐帰朝人也)

中印 (アサリ)

覚縁 (律師 / 長保四四廿九入)

安救 (アサリ / 以上四人永祚二年十二月九日 [畢 / 金] 於遍照寺授之)

一道

深覚 (法務前大僧正九条右府第十一息右大臣藤師輔子禅林寺 /

治安三年十二月廿九日為一長者寺務十九年 / 永祚元年十二月二日 [危 / 水] 於遍照寺授之 /

長久四年九月廿五 [十四イ] 日入 (年八十九)

深観 (大僧都万寿二年 [乙 / 丑] 八月四日 [癸 / 丑・房 / 日] 於東寺授之 永承 /

元五至一長者寺務四年同五年六月十五日入 (四十八) / 覚源舎弟禅林寺

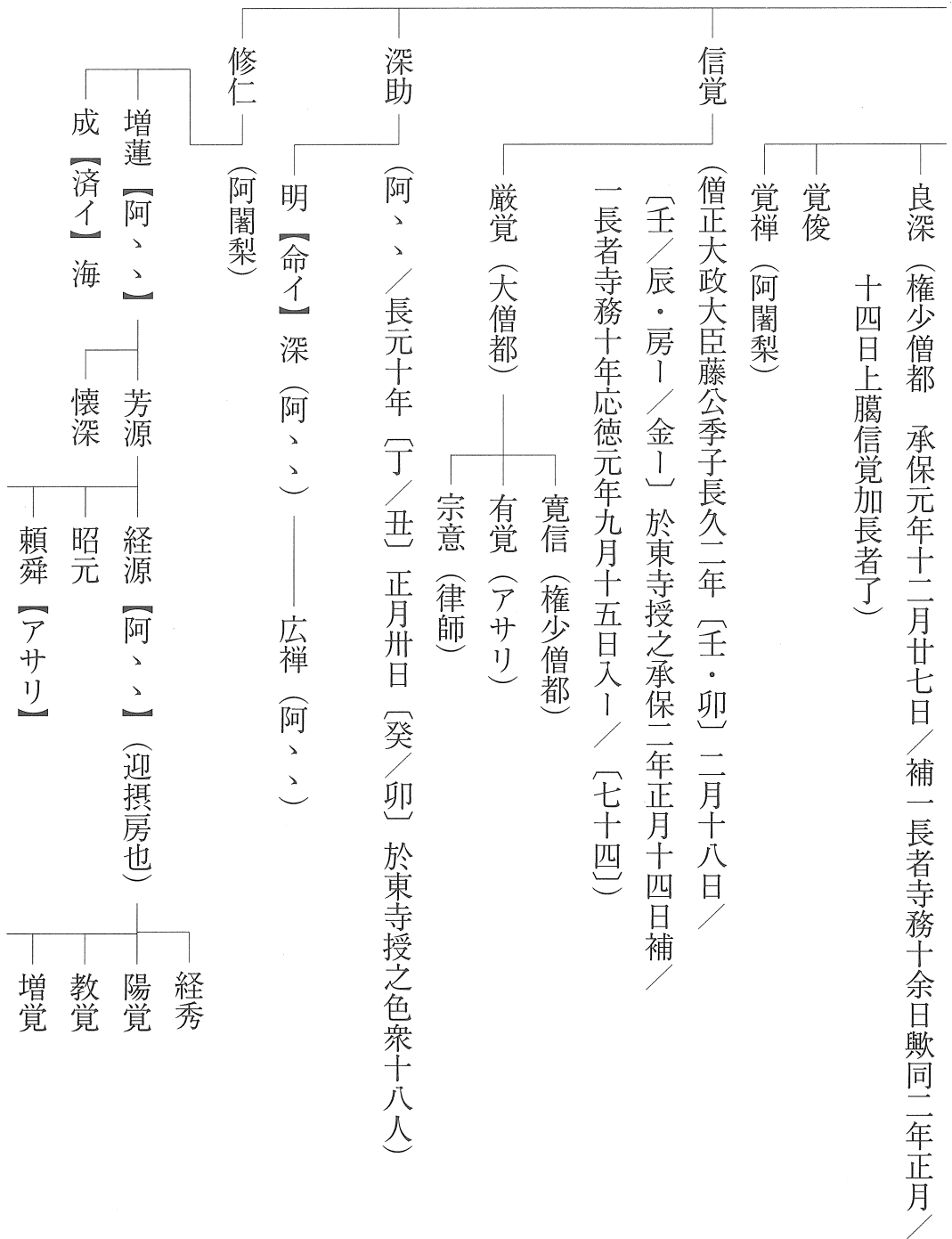
朝源 (少僧都從二位遠度子万寿四年 [丁 / 卯] 二月廿三日 [甲 / 午・女 / 土] /

於東寺授之色衆十二人 永承五年五月卒)

覚源 (僧正華王 (※ママ) 院御子重受 永承五年十月廿四日補 /

一長者寺務十五年 治曆元年七月十七日入 (六十六)

定賢 (法印大僧都法務)



○濟信
(付法五人)

延尋

(長者大僧都

右大弁扶義子治安元年十二月／廿五日於仁和寺觀音院授之

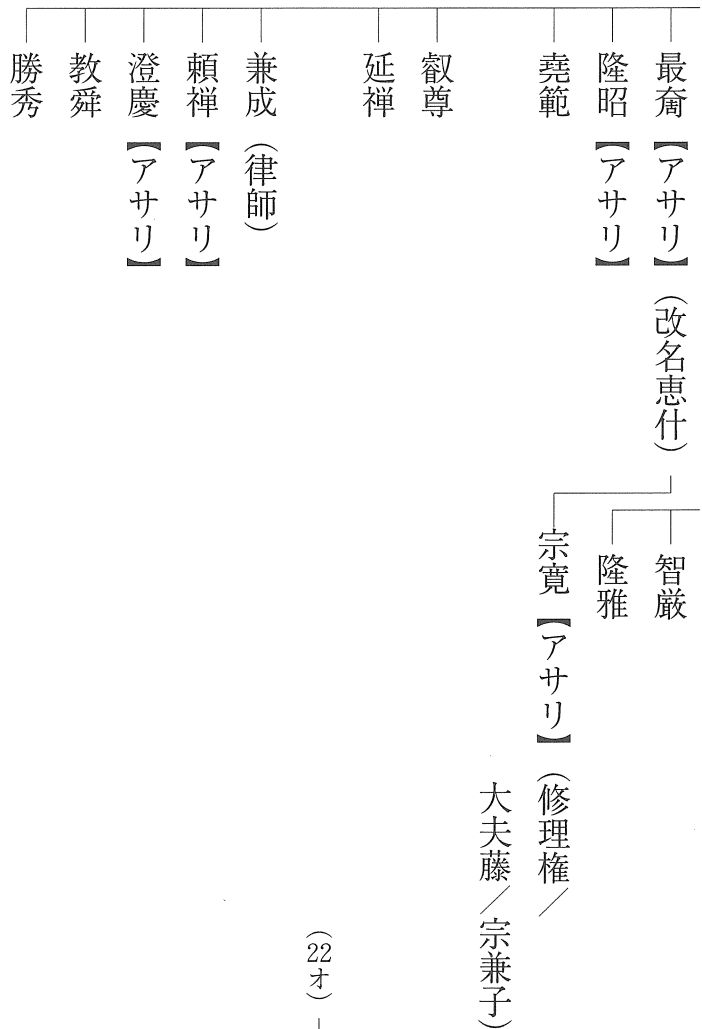
教授尋清)

濟延

(長者花藏院僧都

長曆四年〔庚／辰〕五月七日／

〔甲／子・亢一／日一〕於仁和寺觀音院授之 左大弁經賴子)



性信○(俗名師明 長和天皇第四御子号大御室又号長和)

親王師明親王是也母皇后藤城子左大将濟時女

生年十四御出家治安三年三月七日〔庚／午・鬼一／日一〕於仁和寺

觀音院授之御年十九教授延尋乞戒平救嘆德仁海

應德二年九月二十七日崩御八十一

念緣(律師 実方中将子 治安四年〔甲／子〕二月九日〔丙／寅・鬼一／金一〕)

於觀音院授之色衆十八人 寬德二年潤五月廿七日入

賢尋(少僧都 実方中将子万寿元年十月廿六日〔庚辰／弓一／日一〕)

於同院授与畢色衆十八人／天喜三年九月九日入一号得大寺、々

永昭(大僧都 山階寺真義弟子俗姓藤原氏万寿元年)

十二月十三日〔丁／卯・鬼一／金一〕於同院授之色衆廿人／長元三年三月廿一日入一〔四十二〕

○性信 (付法廿二人)

長信(僧正法務 永承二年〔丁／亥〕十月五日〔丙／午・女一／月一〕於仁和寺觀音院授之

受者卅六色衆十六人治暦元年七月至一長者寺務七年号

池房僧正 延久四年九月廿九日卒〔五十九〕

行禪 (二長者大僧都号三室僧都永承五年〔庚／寅〕九月六日〔庚／寅・斗一／月一〕／
於同院授之 永保二年十一月廿九日入)

(24才)

頼観

(大僧都号徳大寺僧都右大臣頼宗子依経範叙法印也)

天喜二年十二月五日〔甲／午・奎一／木一〕於観音院授之 康和二年／

十月八日至一長者寺務一年同三年四月廿五日為二長／者 同四年四月六日入 (八十)

静意 (号徳大寺法印京極大殿子)

嘉保三年十月廿九日〔乙／酉・尾一／日一〕於円融院授之)

頼救 (アサリ／寛治六年十一月廿一日〔庚／子・角一／水一〕於円融院授之〔色衆十二人〕)

隆尋

永基 (アサリ／寛治六年十月廿九日〔戊／寅・尾一／火一〕於円融院授之〔色衆十人〕)

頼尊

(律師号池上律師 康平四年十二月十一日〔庚／寅・参一／火一〕於観音院／

授之〔色衆十四人〕 寛治五年正月廿八日卒)

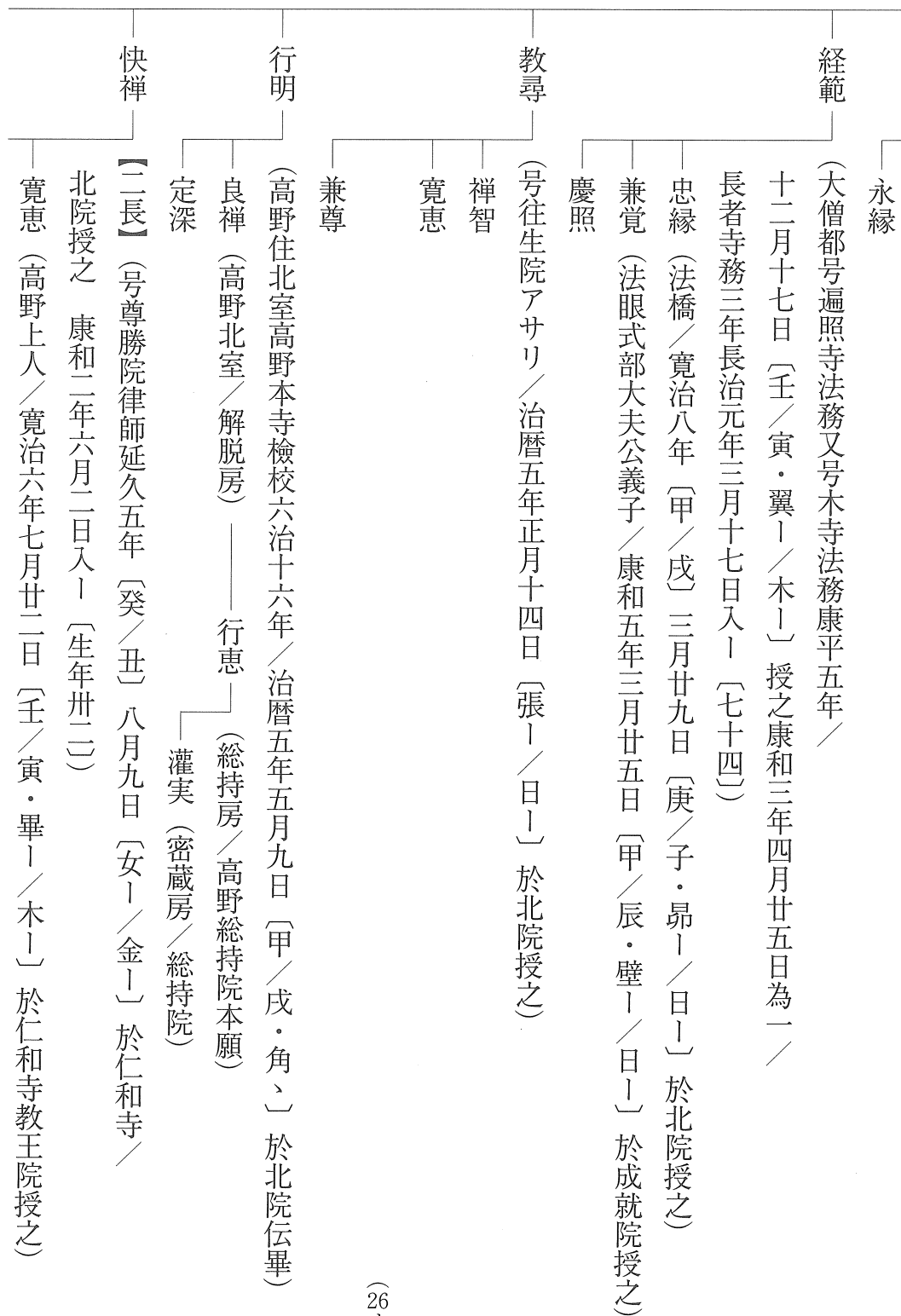
永尊 (鎮西上人)

平源 (鎮西聖人／以上二人永保三年正月廿日〔丙／午・奎一／日一〕於仁和寺尊勝院授之)

賢尊 (アサリ浄光房)

(25才)

平延



兼尊 (アサリ / 承德三年四月廿八日 [庚子 畢 / 金] 於教王院受之)

禪智

円快 (アサリ)

覚意

(号大教院僧都参議基平息延久五年八月十四日 [乙 / 酉・奎 / 水] / 於観音院授之年廿四嘉承二年三月廿一日卒 [年五十七])

覚真 (内供大内抄作者良基大弑息 /

寛治七年 [癸 / 酉] 三月十二日 [己 / 丑・軫 / 日] 大禍日也 於観音院伝之)

定誉 (アサリ前肥後守重房子 / 寛治八年七月三日 [壬 / 寅・軫 / 水] 於観音院伝之)

定覚 (アサリ前常陸守国房子 / 永長二年五月十六日 [己 / 巳・斗 / 日] 於大教院北房授之)

覚智 (已講大和国人 / 康和二年七月二日 [丁 / 卯・翼 / 木] 於大教院伝之生年卅六)

源覚 (法眼左大臣俊房子)

行暹 (律師 /

長治元年 [甲 / 申] 三月十四日 [丁 / 亥・亢 / 日] 於大教院授之生年七十二)

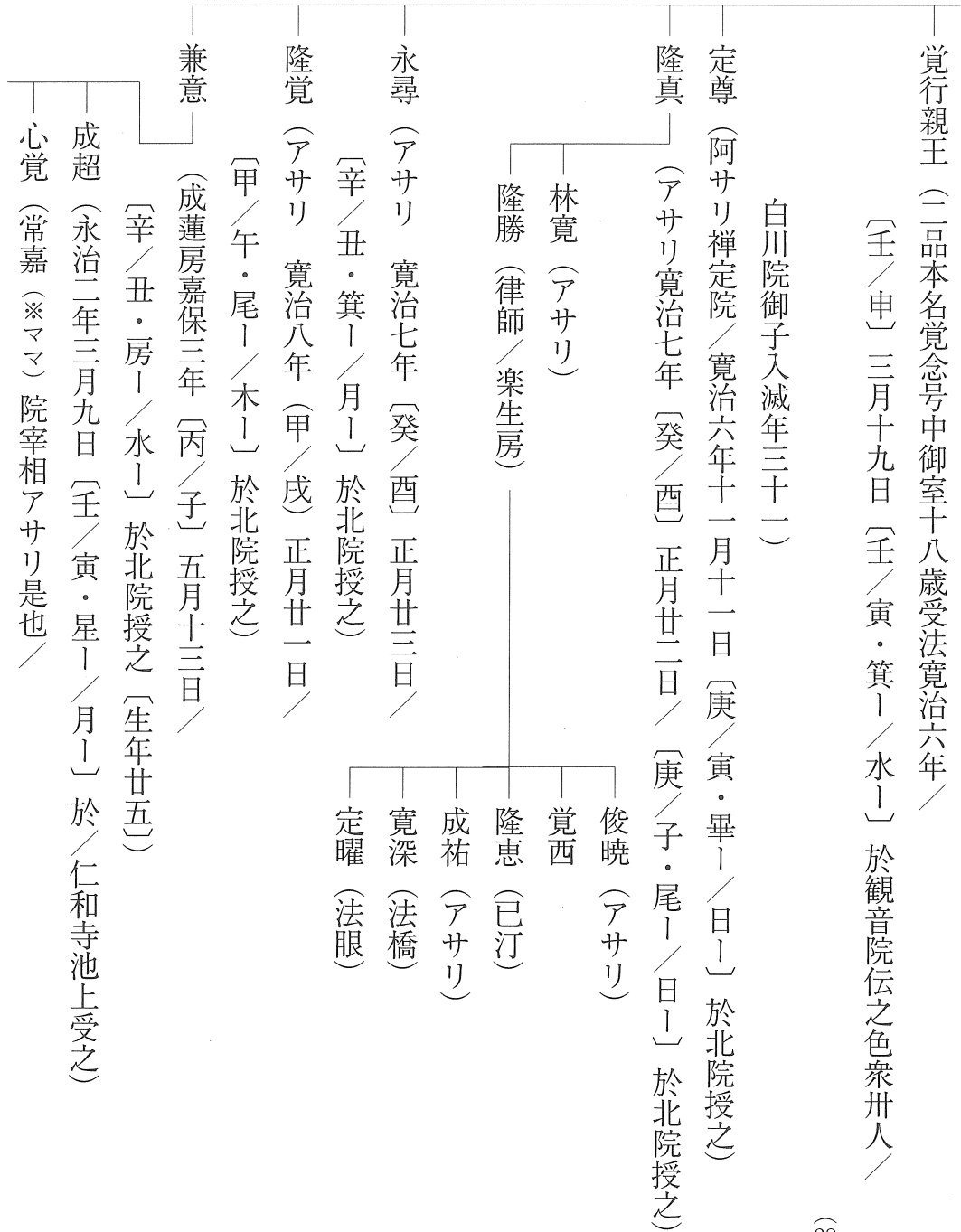
兼寛 (アサリ備中守政長子 / 嘉承元年四月十六日 [丁 / 子・尾 / 日] 於大教院授之)

頼尋 (号尺王寺阿、)

尋増

寛意

【長者】 (号観音院僧都敦固親王子承保四年 [丁 / 巳] 二月廿三日 [甲 / 辰・女 / 月] / 於観音院授之色衆廿人康和三年六月十六日入 [年四十八])



保元々々年〔丙ノ子〕四月十九日〔庚ノ寅・女ノ木ノ〕於成蓮院受之四十才

(29才)

寛宥 (於近江国授之)

任繼 (号静定院僧都ノ)

公延 (通季子保元三年四月ノ)

元久二年十月十五日入ノ

十一日〔庚ノ子・角ノ土ノ〕於成蓮院授之

覚明 (律師康治二年十二月十二日ノ)

慶遍

〔火ノ井・甲ノ午〕於仁和寺浄光院授之

忠証 (アサリ久安六年十月廿八日〔庚ノ午・心ノ土ノ〕於仁和寺教王院授之)

覚信

琳俊 (定光房ノ於仁和寺南岳房授之)

定兼

教縁 (於靈山寺授之)

尊実 (阿サリ)

範祐 (於光明山授之)

聖如

定慶 (久安四年〔戊ノ辰〕三月十二日〔庚ノ午・軫ノ金ノ〕於尊寿院授之)

祐曉

実堪 【諱イ】(仁平二年十月十二日〔癸ノ酉・胃ノ月ノ〕於成蓮院授之)

寛任

成蓮院授之

入尊 (仁平三年三月十一日〔庚ノ子・翼ノ月ノ〕於成蓮院授之)

賢宥

成蓮院授之

覺澄（同年十月廿七日〔壬／午・房一／土一〕／於同院授之）

琳譽

信勇（同四年十月三日〔壬／午・箕一／火一〕／於同院授之）

信助

理心（同年十月廿五日〔甲／辰・亢一／水一〕／於同院授之）

賢実

行驗（久寿元年〔甲／戌〕十二月廿四日〔壬／寅・尾一／金一〕於同院／授之）

行仁（保元三年四月廿日〔己／酉・庚（※ママ）一／月一〕於同院授之）

兼源（於仁和寺安養院授之）

円什

寛成（久安五年〔己／巳〕正月廿一日〔甲／辰・心一／水一〕於

惠法

金剛峯寺成蓮院授之）

義音

実心

寛長（常陸房／保元二年四月十四日〔己／酉・房一／金一〕於成蓮院授之）

（31才）

覺助

覺昭（保元二年九月十八日〔庚／辰・参一／火一〕於成蓮院授之）

深尊（アサリ 仁平元年閏四月六日〔丙／子・柳一／水一〕於／高野成蓮院授之）

静運（保元々年十二月五日〔壬／寅・奎一／水一〕於成蓮院／授之）

覺聖（仁平四年〔甲／戌〕正月八日〔辛／酉・觜一／日一〕於成蓮院／授之）

（30才）

有俊

兼賢 (阿サリ / 大光房)

明義 (アサリ)

寛円 (俊綱孫 仁平三年〔癸酉〕二月廿四日〔火〕 / 軫) / 於仁和寺宝光房受之

詣西 (保元々々年四月廿二日〔癸巳〕室 / 日) / 於成蓮院 / 伝受之

(32才)

安覚 (アサリ 同年八月廿二日〔庚寅〕井 / 金) / 於同院 / 授之

賢誉

禅基 (於光明山授之)

隆尊

寛慶 (アサリ / 覚定房)

明覚

義範 (西西僧都 承暦二年〔戊午〕九月九日〔庚辰〕危 / 水) / 於観音院 / 授之

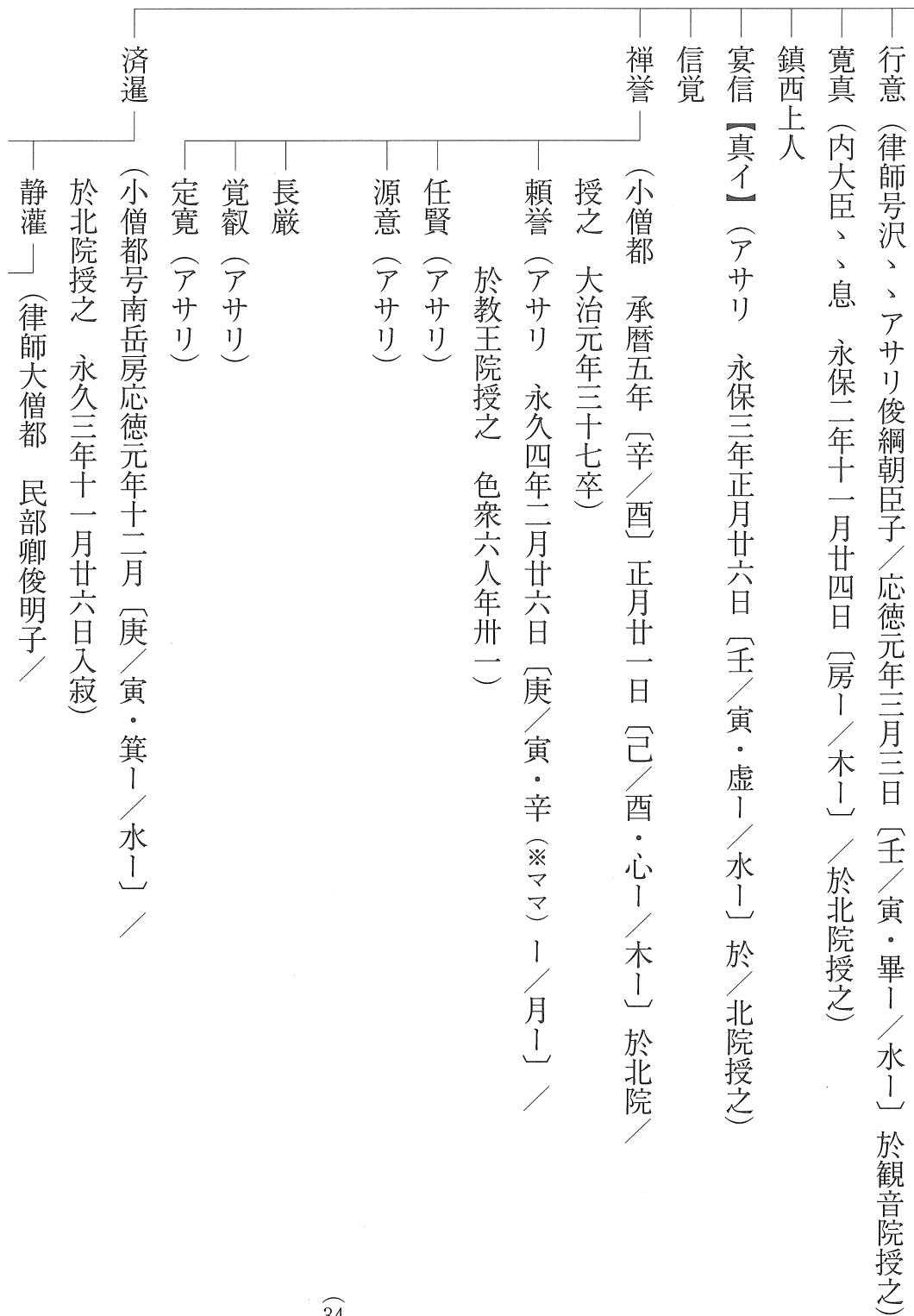
寛智 (花蔵院律師 承暦三年四月二日〔庚子〕 / 日) / 於北院授之 / 天永二年十二月十八日卒

俊誉 (法橋 肥後守師平息 嘉承二年十一月 / 七日〔戊午〕 / 奎 / 日) / 於花蔵院授之

寛助○ (法務大僧正)

(33才)

頼意 (アサリ 永保二年五月十四日〔甲午〕 / 尾 / 日) / 於 / 観音院授之



嘉承二年十一月廿六日〔丁／丑・尾〕／金〕於南岳房／授之／
保元二年正月廿三日入〕〔七十三〕

定意 (アサリ 長治二年〔乙／酉〕十月十八日〔壬／午・鬼〕／日〕／

於仁和寺南岳房授之 永久四〕入〕

念覺 (アサリ 嘉承二年十一月廿七日〔戊／寅・箕〕／土〕／於南岳房授之)

頼俊

寛運 (僧都 大藏卿為房子本名性寛)

嘉承三年十二月九日〔庚寅 畢〕／木〕於南岳房受之)

賢灌 (民部卿俊明子)

堯真

実宴

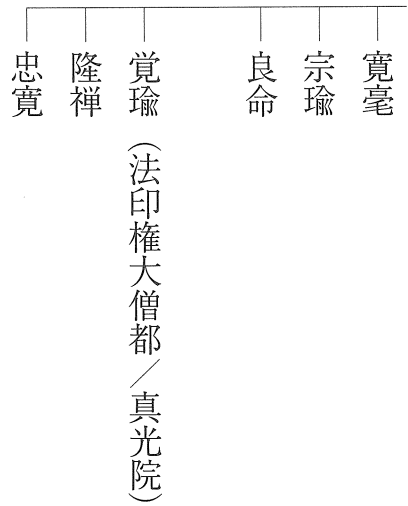
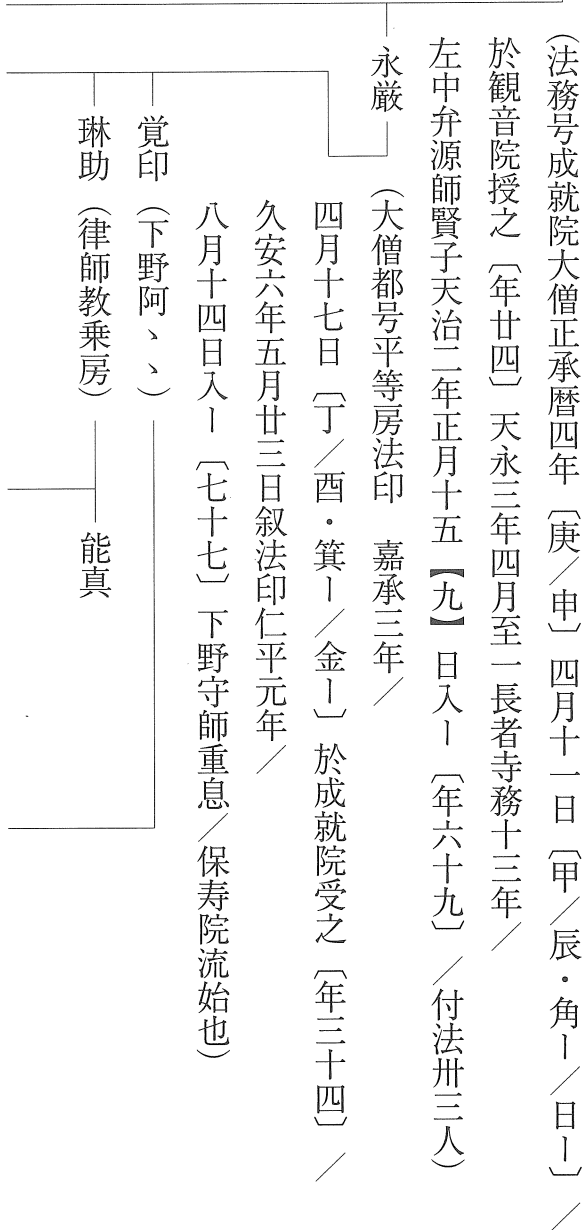
寛瑜 (法印大僧都／二長者)

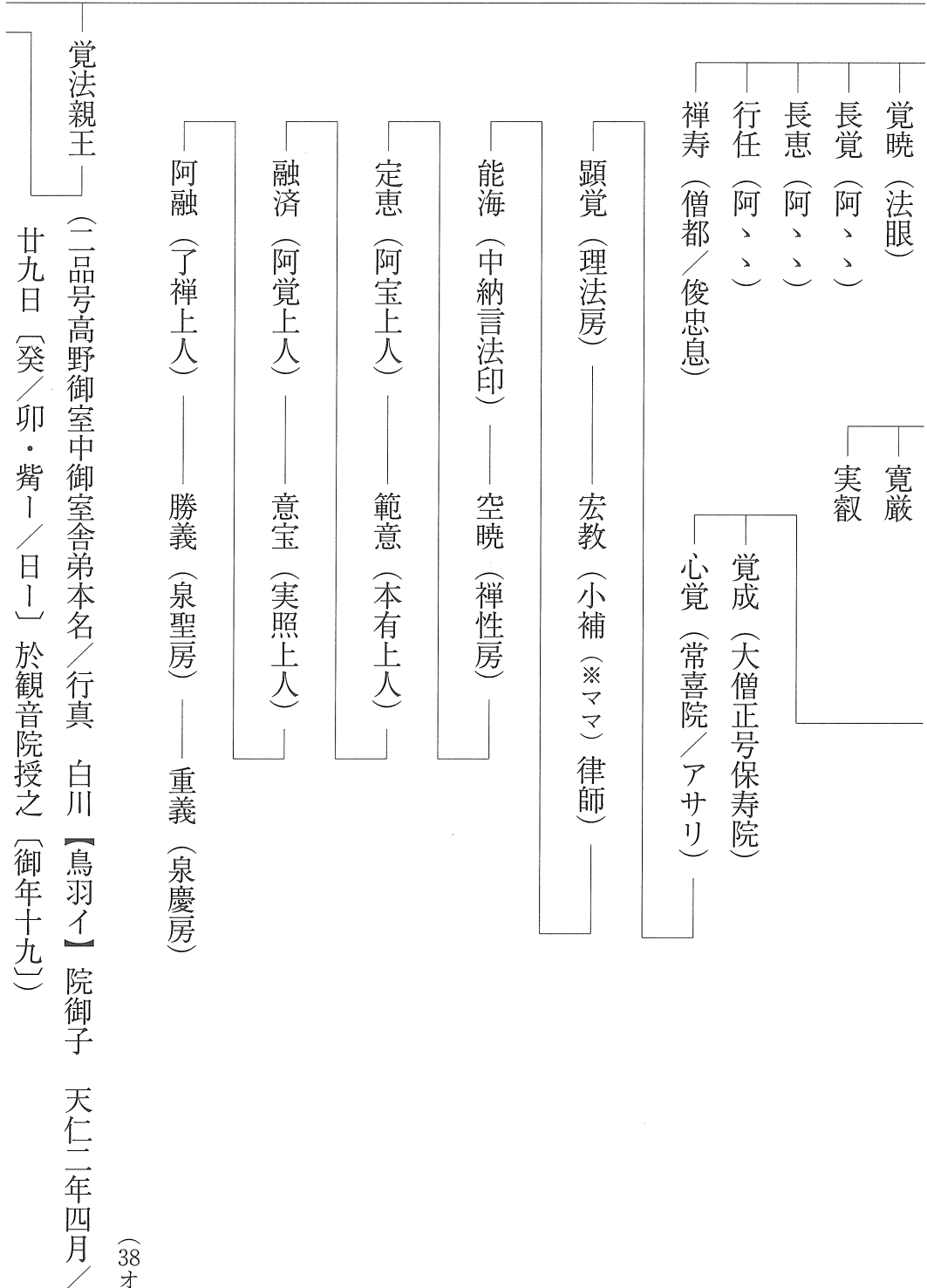
親守 (少僧都)

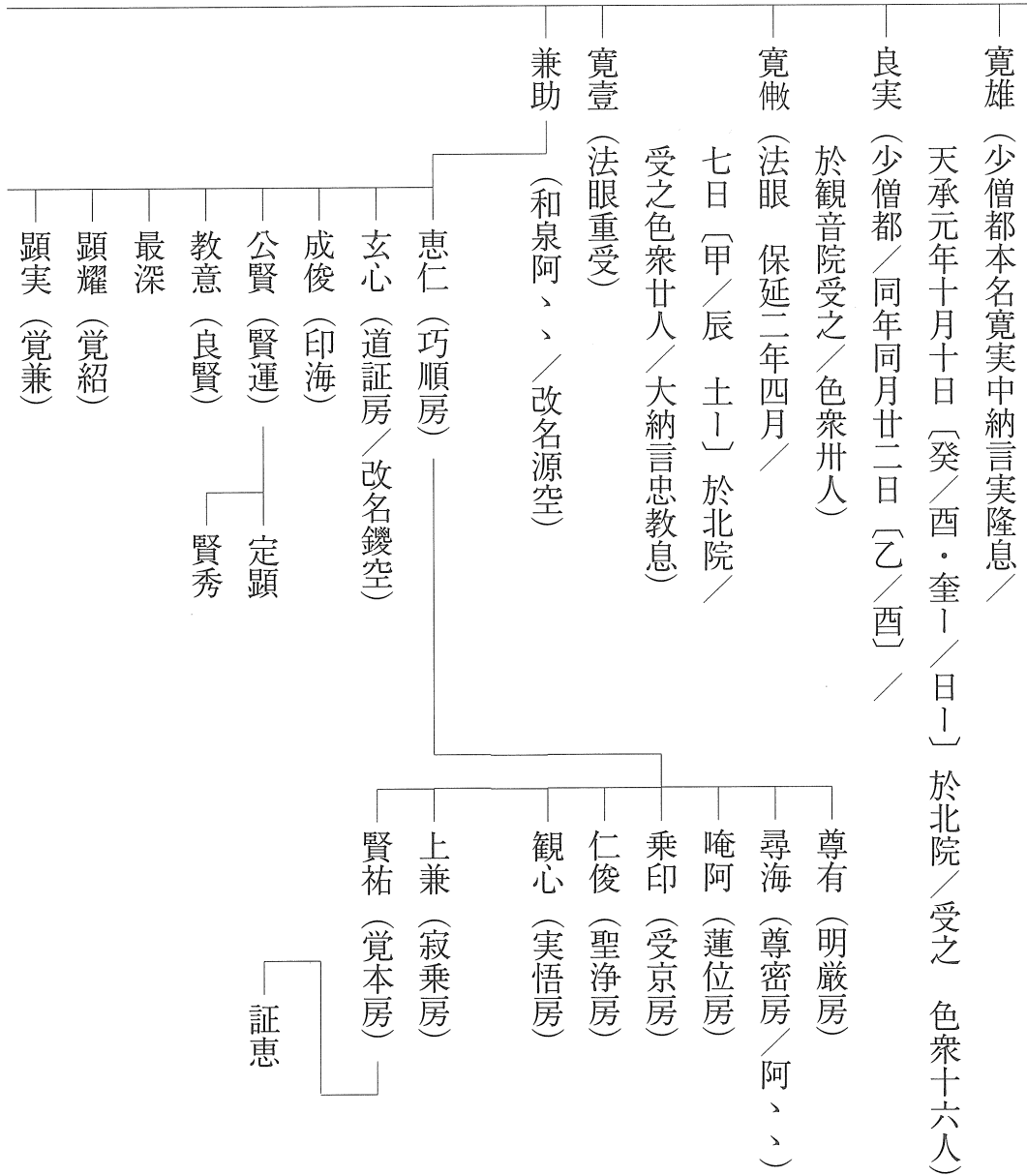
寛清

尊遍

○寬助







尊印 (觀驗 / 静暁) 已上七人如本書入之

覺耀 (律師) 顯耀

禪寬 (律師)

寬繼 (仲実息) 練性 隆延 (八幡小別當)

仁証 成遍 (律師)

祐尊 聖禪
寬全 弁宴

覺性親王 (二品号紫金台寺御室本名信法 / 鳥羽院御子本仁親王是也 /

母待賢門院公実公女号五宮御室 / 又号泉殿、又号金剛乘院御室)

覺成 (号保寿院僧正中納言藤原忠宗息 / 建久九年十月廿四日入 / (年七十三)

寬宗

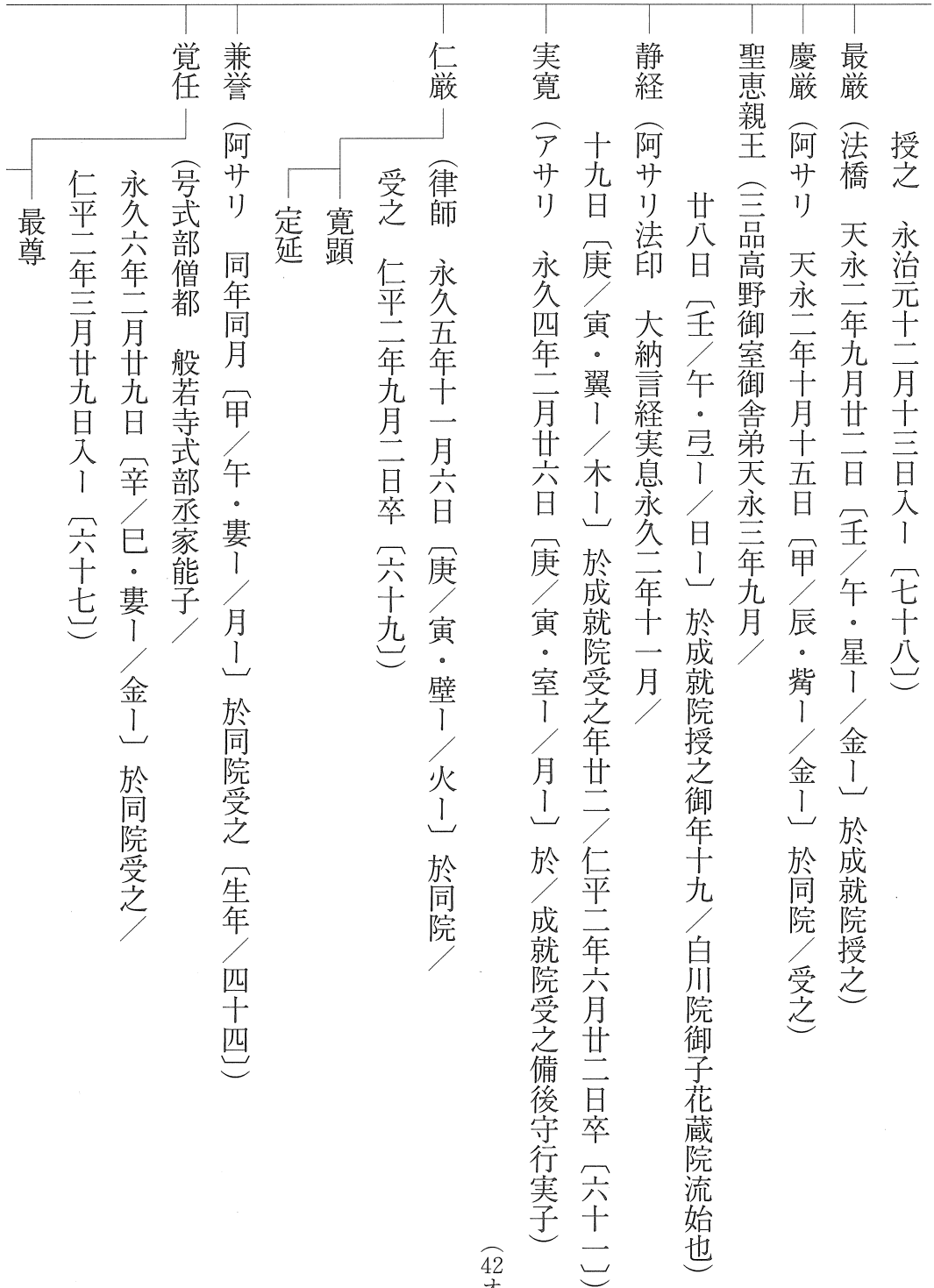
世豪 (法印 / 仁平三年五月四日卒 (七十八))

明憲【兼イ】 (アサリ / 天仁二年九月二日 (癸 / 卯・房 / 木) 於成就院授之)

覺顯 (内供 修理大夫顯季卿子 /

天永二年四月八日 (庚 / 子・張 / 水) 於觀音院授之廿一(生年也)

觀惠 (法印 重受天永二年九月廿一日 (柳 / 水 / 辛 / 巳) 於成就院 /



「朝助

俊助（アサリ 同年二【三イ】月八日〔庚／寅・柳一／日一〕於同院受之／色衆十二人）
禎意（律師 大納言師忠息 久安二年十月／
十二日卒 元永二年二月廿六日〔壬／寅・室一／月一〕於／

（43才）

成就院受之 色衆六人）

俊意（アサリ 保安元年十二月十六日〔壬／午・張一／木一〕於同院伝之色衆八人）

顕意（アサリ 刑部卿顕仲息 同二年九月／十八日〔庚／辰・参一／水一〕於同院受之 色衆十二人）

真助（僧都 国房息 同二年九月廿日〔壬／午・鬼一／金一〕於同院受之 色衆十人／

久寿三年正月廿五日卒〔六十七〕

有真

覚鏝（高野伝法院本願伝法院流始也／

正覚房 保安二年九月廿一日〔癸／未・柳一／木一〕於同院／受之 色衆六人）

真誉（高野持明院本願持明院流始也紀伊国／高野領内大谷村人持明房／

同三年十月廿日〔乙／巳・星一／月一〕於相照房授之／色衆十二人）

（44才）

信肅（アサリ 権律師／高野住）

行範（大膳大夫家範子 保安三年十一月廿五日／

〔庚／辰・心一／月一〕於成就院受之 色衆十二人年卅〕

寛源 (アサリ 同五年二月廿六日〔甲／辰・室一／木一〕於同院／受之 色衆八人年六十五)

宗範 (アサリ 嚴淨院 同年三月一日〔戊／寅・胃一／水一〕於相承房受之 色衆十人年卅三)

信証○ (号堀池僧正又号法淨院又号西院又号宮僧正後三条院輔仁親王第三皇子)

保安五年三月十三日〔庚／寅・角一／月一〕於觀音院受之 色衆廿人年廿七

大治四年四月一日至一長者寺務四年／保延元年五月廿二日辞諸職

康治元年四月八日入一〔四十五〕／西院流始也)

覺譽 (アサリ 同年同月十六日〔癸／巳・房一／金一〕於相承房受之 色衆六人年五十七)

忠寛【觀イ】 (アサリ 同年同月廿三日〔庚／子・危一／木一〕於

成就院受之 色衆十人年卅六無列)

(45才)

実縁 (アサリ 保安五年三月廿七日〔甲／辰・婁一／月一〕於成就院受之 色衆十二人年廿八)

寛証 (アサリ 丹波守為章息 天治元年

十一月十七日〔胃一／水一〕於成就院受之 色衆十六人)

行助 (アサリ 四位侍從藤宗信息 同年同月

廿一日〔甲／午・角一／日一〕於同院受之 色衆六人)

行雅 (アサリ 大納言雅俊子 天治元年十一月

七日〔庚／辰・奎一／日一〕於北院受之 色衆廿人年廿四)

寛遍 (大僧正法務号忍辱山僧正大納言源師忠子)

天治元年十月二日〔乙／巳・尾一／日一〕於成就院受之

色衆十人年廿五 久安六年二月七日至一／長者寺務六年 仁平三年正月十四日寛信

叙法印仍更又為二長者 同年三月七日／寛信入一仍自八日又為一長者寺務十四年

仁安元年六月晦日入一〔六十七〕／忍辱山流ノ始也

実意 (法眼 東宮大夫公実息 石山別当)

天治元年十一月廿九日〔壬／寅・斗一／月一〕於成就院受之／色衆十人

○信証 (付法三人)

任覚○ (本名覚賢号西院法印汀八年三十受之)

平治元年十二月廿九日補長者年五十二三長者【權律師】

律師長者中絶八十八ヶ年也大藏卿源行宗息／永曆元年正月九日所司初參後七日法間於真言

院有此事 同二月二日転任權少僧都〔後入道／親王公〕

家御祈仁王経／法賞讓〕同十日拜堂〔導師權律師宗範／呪願兼賢阿闍梨〕

仁平三年遂東寺灌頂 保元々年九月廿五日任／權律師同十二月廿四日禎喜任權少僧都即

補長者依為法夏之下臈退為三長者治二ヶ／月 治承四年行海法印入滅仍又為第二長者

養和元年二月十日入滅年七十二

覚証

行円

○任覚 (付法十三人)

最寛○ (本名隆任慈尊院三位法印又号香隆寺/貞観寺座主参議親隆卿子 (三十一歳/受灌頂))

仁宝 (アサリ)

理範 (信濃律師) —— 俊性法印

寛舜 (僧都)

理光 (大納言入道光頼)

任性 (西院中納言アサリ)

印性 (権僧正法務号西院僧正建久四年七月/廿七日補長者 (年六十二/三長者) 右京大夫藤原/

長輔卿息建永二年七月三日入)

顕朝

任親

長海

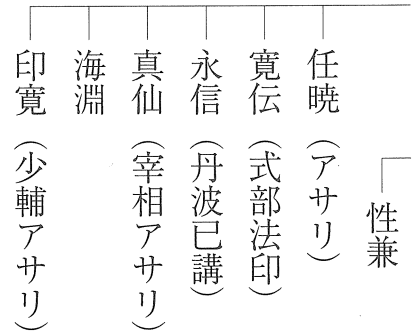
成耀

印顕

(47才)

(48才)

「性兼



○最寛

(付法一人)

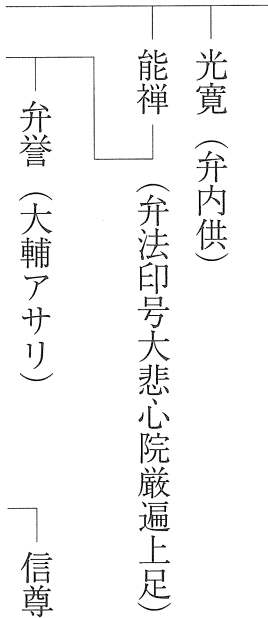
宏教○ (本名禪遍少輔律師 住關東甘繩^{アマノ}／

無量壽寺 建永二年〔丁／卯〕五月廿七日受之／建長七年十月廿三日入滅〔七十二〕

(49才)

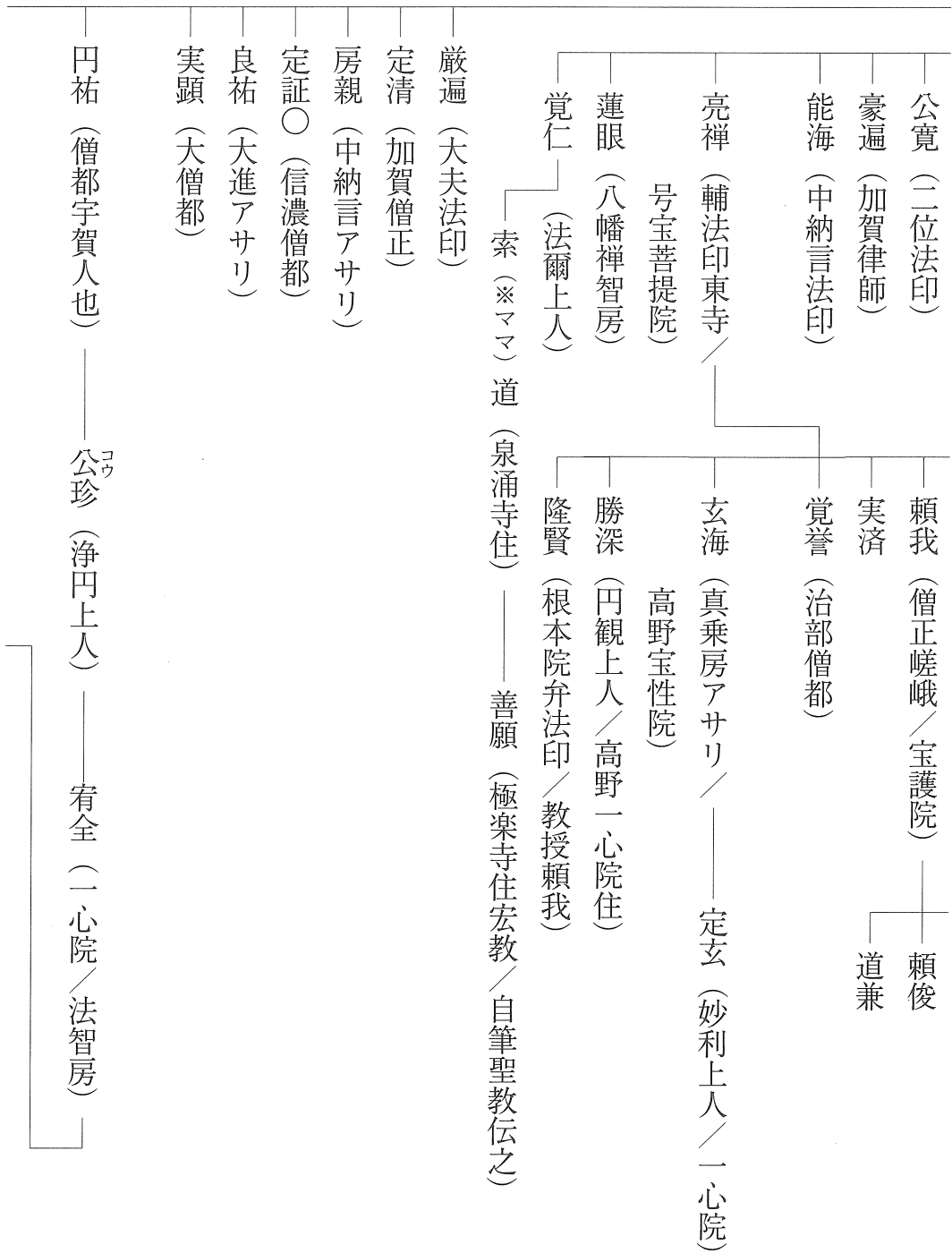
○宏教

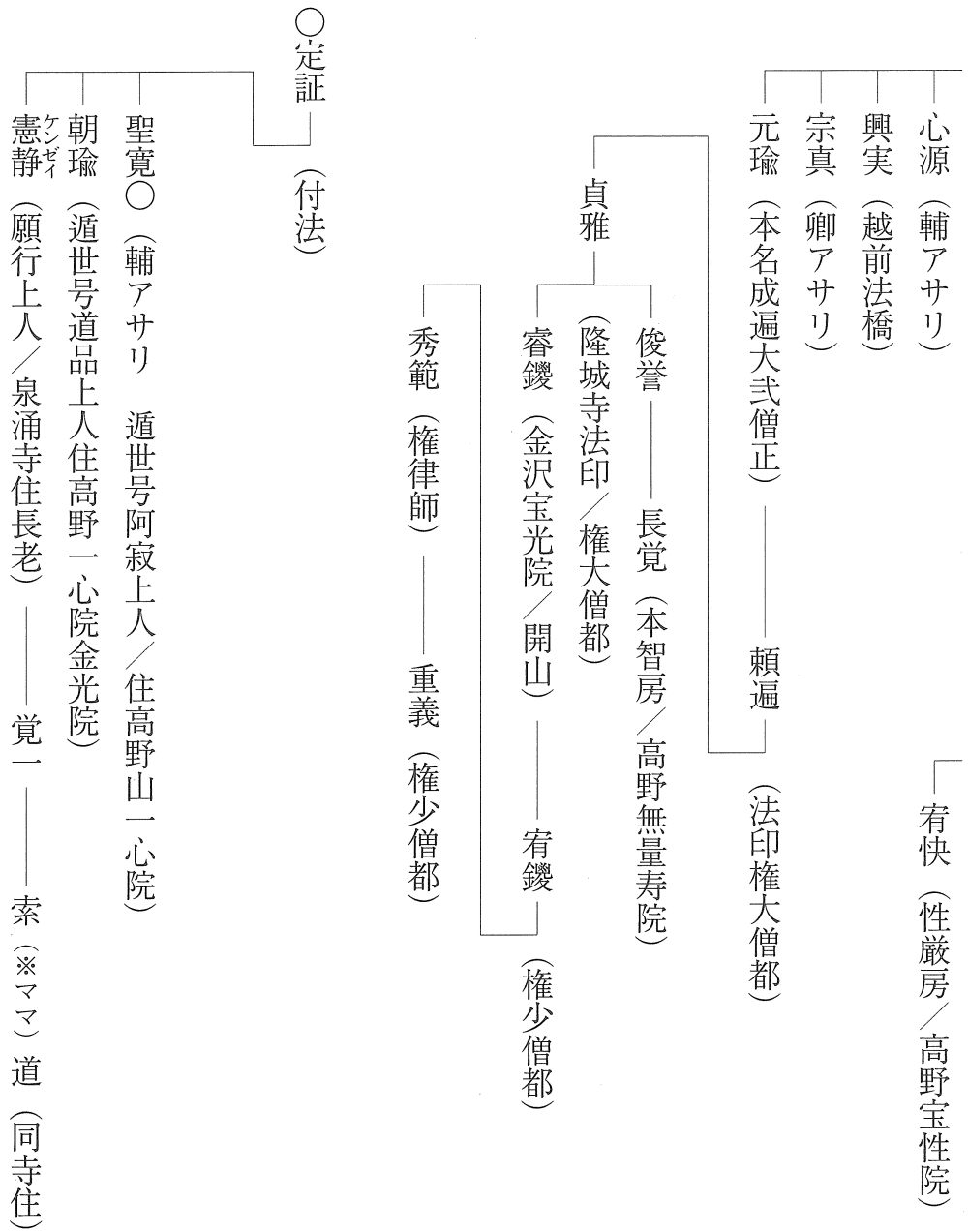
(付法十二人)



「信尊 (住吉長老)

教深 (律師／永文 (※ママ) 二年／十二月十／三日)





○聖寛
（付法一人）

範意○（本有上人高野一心院奥坊住／曆応二年九月一日入一七十一【七イ】才）

○範意
（付法十五人）

融濟○（嘉曆二年卅五歳受之 二位律師仁和寺／大覚寺住也遁世号阿覚上人高野一心院／

奥坊住 永和五年二月三日入一【八十七】）

頼惠（卿公阿波国住柴根地頭子今ハ号寂忍房／文保元年〔丁／巳〕四月九日）

自任（実円房高野金剛三昧院五十七歳／嘉曆二年十二月五日受之）

実猷イ（大納言法印勝宝院住）

定実（高野金剛三昧院）

空恵（尊浄房）

快成（正願房高野宝性院）

実尊（観栄房〔四十歳〕）

道意（但馬国住法義房〔廿七才〕 実尊道意一人／同壇但馬国ヤブ養父郡カルベ輕部ノ庄満福寺住）

明舜（円道上人信乃国二科盛興寺長老）

○融濟
（付法四十八人）

了賢 (東寺宝光院僧正)

隆賢 (弁律師大覚寺住 / 暦応二年十一月廿一日授之)

尚濟 (備後アサリ勝宝院住)

重恵 (賢定房高野遍照光院 / 康永二年六月十九日授之)

意宝 (実照房一心院金光院 / 貞和五年三月十一日 [辛 / 寅・翼宿 / 月曜] 授之)

宥全 (光心房一心院 / 貞和三年四月十四日授之)

宏範○ (覚善房一心院永泰院 / 正平十年 [乙 / 未] 七月十一日乙未 [斗 / 水] 一行列 /

色衆十口 阿闍梨六十三受者 [廿 / 一] / 教授実照房)

忠禪 (舜覚房一心院 / 正平十九年九月四日甲子 [日 / 尾] 授之)

阿円 (宗仙房 舜覚房卜同壇如上)

明本 (高野大定院 正平廿二年丁未二月九日 / 丙辰 [鬼 / 水] 授之受者廿一)

頼円 (宣真房 高野南院 / 文中三年六月十四日印可授之)

(55才)

宣秀 (常観房高野三宝院 / 正平十二年二月一日 [奎 / 月] 授之)

教賢 (左衛門督法印大覚寺 / 暦応五年二月十九日授之)

実円 (阿波国 / 康永二年四月廿四日授印可了)

定潤 (大式僧都年五十三 / 康永三年十月十日授之)

(54才)

良融（慶覚房三十歳／同四年〔乙／酉〕四月廿七日〔辛／巳・昴一／日一〕授之）
 覚盛房（同四年七月十七日授之）

円源（良覚房四十六 河内国勸（※ママ）心寺々僧／同年九月二日〔房一／水一〕授之）

照海（良禅房三十七／貞和二年三月廿日授之）

信英（声印房本ハ大納言律師大覚寺法皇／御付法 同年六月七日授之）

盛増（淳宗房紀州長保寺／観応元年五月七日〔辛／酉・翼一／土一〕／授之）

覚秀（了意房／正平十二年〔丁／丙〕七月廿四日〔木一／井一〕教授定潤法印／古广実照房）

珠印（行宝房／同十三年十月二日授印可了）

実融（顕智房四十八但馬国カクベ輕部ノ庄内宮山／

満福寺住同十四年〔己／亥〕二月十八日〔辛／巳・房一／日一〕／授印可了）

阿遍（静空房 同十二月十三日〔鬼一／木一〕授之教授／実照房古广アサリ兼行）

順恵房（廿一 正平十六年〔辛／丑〕四月五日〔鬼一／日一〕授之／堂上一行列色衆八口）

範守（宝護院法印 同十七年〔壬／寅〕九月十四日／授印可三代別記畢）

空鏝（了俊房）

頼乘（宗覚房 正平十九年十一月廿一日〔庚／辰・角一／土一〕／以上兩人同壇教授実照房）

禅慶（良辺房／同廿年〔乙／巳〕二月九日〔鬼一／日一〕授之）

- 融賢（惠寂房四十四阿波国 同年三月六日／
〔井一／金一〕印可授之 文中二年〔癸／丑〕七月廿五日〔鬼一／日一〕／授内道場畢）
- 教意（善寂房五十四／同三月八日〔柳一／日一〕授之）
- 正秀（道見房廿七安芸国／同四月二日〔庚／寅・觜一／水一〕授之）
- 見海（実心房五十五／同四月四日授印可了）
- 道禪房（正平廿四年〔己／酉〕二月廿八日〔癸／巳・奎一／木一〕授之／教授古广実照房）
- 有禪（什円房）
- 弘瑜（正惠房／正平廿五年〔庚／戌〕二月三日〔癸／亥・胃一／金一〕授之／以上二人同壇）
- 良海（真也房／同二月四日〔甲／子・昴一／土一〕授之）
- 惠尊（建徳元年〔庚／戌〕六月十四日授之）
- 光密房（同年同月廿七日堂上一行列色衆八口／教授実照房古广寂了房アサリ七十八）
- 常公（尊学房／建徳二年正月廿日授印可了）
- 莢珍（大夫律師 常陸国久志^{クシ}ノ西野上^{セイノカミ}ノ住妙空房／
建徳二年〔辛／亥〕二月廿二日〔斗一／日一〕授之）
- 慶海（尊珠房五十三大和般若寺僧）
- 隆惠（源春房四十一同寺住 建徳二年〔辛／亥〕五月／
廿一日〔壁一／金一〕印可授之 以上二人同壇）

○宏範

(付法二十人)

禪秀 (良然房 常陸国 / 同十二月八日授之)

光海 (智觀房三十六安芸国小坂安養寺住 / フサカ)

文中元年 (壬 / 子) 十二月九日 (畢 / 月 / 日) 授之 / 教授実照房

融印 (了賢房阿波国平島住 / ヒランマ 永和四年 (戊 / 午) 十一月六日授之)

阿融 (了禪房一心院金光院 / 永享五年 入)

円心 (肥前下松浦)

幸乘 (豊前 已上同壇)

賢融 (阿心房但馬国進美寺宝塔院印可 / ススミ)

成万 (妙空房安満獄 (※ママ) 住印可)

成栄 (性淳房同住 / 印可)

真秀 (高野二階堂印可)

覚尊 (慶智房高野常楽院印可)

勝義 (泉聖房高野明王院雖受始 / 宏範重而受阿融聖教等付属)

聖莢 (善俊房 三川人也 / 一心院永泰院)

- 勝義○（泉聖房高野明王院讚岐国岸^{キシノウエ}上光明寺トノ号ス 権大僧都）
- 常重（賢真房 高野定光院ノ正長二年九月七日入一〔六十八〕）
- 成意（如円房 肥前松浦 阿融ト同壇）
- 宗珍（良位房 紀州石垣成道寺板坊高野寺ノ僧）
- 賢益房（三川人善俊房舍弟 大阿闍梨覺善房ノ
- 〔六十三〕 応永四年〔丁ノ丑〕六月八日於一心院不動堂ノ平座十口授之）
- 玄心房（伊勢人四十二ノ応永十年三月十七日許可授之）
- 宥嵩^{イウスウ}（伊勢人三十九有爾郷^{ウニ}西蓮寺南坊住人ノ
- 教賢房 明德五年〔甲ノ戌〕六月七日授印可ノ
- 畢）
- 聖保（覺悅房一心院奥坊）
- 覺万（應永九年二月 授之）
- 理泉房（三十一讚岐国西方熊岳^{クマツカ}柞原寺ノ住ノ応永十四年〔丁ノ亥〕三月廿三日授之）
- 光密上人（応永十一年六月一日授許可畢）
- 智空房
- 融畔房（応永十七年七月四日以上二人ノ同壇）
- 善由房（同七月二日授之）

○勝義

深長房

良空房

良勢房

栄印房（以上四人同壇／応永十八年五月七日授之）

重義○（泉慶房讃岐国香西浦人高野谷上／

多聞院正長二年〔己酉〕八月廿八日〔角一／水一〕於／明王院授灌頂畢〔年廿五〕

忠義（泉行房 高野明王院住）

頼尊（大和国観覚寺住）

惠尊（同国越智郷与楽寺）

仙舜（同国玉出住）

禎珪（少将公豊俊国玖珠ノ郡山田郷高勝寺住）

貞融（宰相公但馬国進美寺住／永享三年三月廿五日〔壁宿／日一〕）

宗融（三位公同国同寺 二人同壇）

良与（印可／永享三年五月二日〔井一／月一〕）

勢珍 (聖行房阿波国 / 永享五年五月廿七日)

行泉 (長門国峯郡深川庄萩原北坊 / 同)

弘義 (泉明房大和国吉野法師 / 已上三人同壇)

(長門国峯郡大峯自性庵 / 印可) (※此一行ママ)

○重義

(泉慶房高野山谷上多聞院)

定祐 (現恩房大和国箸尾 / 嘉吉二年〔壬 / 戊〕五月三日〔鬼一〕印可授之)

宥心 (竜吉房土佐国賀々美ノ郡山田郷 / 吉祥寺住年〔四十二〕年号同)

祐慶 (祐義房長門国峯ノ郡大峯ノ庄杵原 / 修善坊 文安六年六月九日印可授之)

快尊 (実尊房長門国峯ノ郡大峯庄宮尾 / 吉祥院 文安六年六月九日印可授之)

海祐 (武蔵国足立ノ郡高埴郷内浦和ノ岸 / 西教寺岸ノ坊)

信順 (十乘房土佐国高岡郡岩戸庄定福寺 / 宝徳四年〔壬 / 申〕六月五日〔木一 / 翼一〕授之教授 / 無量寿院長任智弘房)

教印房 (享徳二年〔癸 / 酉〕卯月廿二日授之年〔三十三〕 / 土佐国人)

宥賢 (田舜房享徳三年〔甲 / 戌〕六月十九日 / 〔壁一 / 日一〕授之 大和国箸尾黒田新坊)

禎賀 (享徳四年潤四月五日〔鬼 / 水〕 / 豊後国玖珠ノ郡山田郷高勝寺住)

賢秀 (教順房大和国箸尾東ノ寺智恵光院)

賀尊 (栄俊房四十三才出羽国最上郡寒河江ノ慈恩寺)

慶鏤 (永乘房四十五才陸奥国外ノ浜沢口ノ人)

秀慶 (弘尊房廿四才同所)

快栄 (栄藏房五十六才同所鶴子辺池ノ人ノ応仁二年(戊ノ子)十一月十四日己亥(火ノ井ノ)於

(67才)

多門 (※ママ) 院授之 已上四人同壇)

空性 (覚性房三十二才伊勢国安危郡窪田ノ蓬萊寺住文明三年八月十日(虚ノ日ノ)

仙教 (二位公幡磨国賀東ノ郡浄土寺遍照院ノ文明三年(辛ノ子)八月四日甲子(日ノ星ノ)

賢宥 (泉賢房接州栄根寺)

勢誉 (讚岐国平山聖通寺宝光院)

栄印 (智乘房土佐国吾河ノ郡中村郷ノ木塚長浜長楽院)

義照 (谷上) (永智房幡磨国賀東郡浄土寺ノ円满坊)

良恵 (栞憲房周坊国富田岩屋寺)

鏡珍 (見乘房周坊国野寺中尾坊)

勢覚 (紹円坊周坊国阿弥陀寺安養坊ノ已上七人文明四年(壬ノ辰)六月一日丙寅(鬼ノ月ノ)

(68才)

授之)

首玉 (和泉国久米多寺禅蘭院律家也ノ文明四年六月九日甲戌(火ノ弓ノ)

印教（越後国人）

仁頼（撰州能勢^{ノセ}ノ郡真弘寺上^{ウエ}ノ坊／文明五年〔癸／巳〕九月廿三日辛亥〔日一／張一〕）

（以上）